



発行 新潟県

第26号

令和3年4月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 393 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定の一部改正(生活衛生課)
- 394 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 395 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 396 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 397 肥料の登録事項の変更届(農産園芸課)
- 398 公金の収納及び支払事務の委託(経営普及課)
- 399 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 400 土地改良区連合役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 401 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 402 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 403 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 404 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 405 交換分合計画の認可(農地整備課)
- 406 道路の区域変更(道路管理課)
- 407 道路の供用開始(道路管理課)
- 408 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 409 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 410 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 411 都市計画事業の施行(都市整備課)
- 412 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正(出納局管理課)

公 告

- 予算の公表(財政課)
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催(消防課)
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催(消防課)
- 調理師試験の実施(健康づくり支援課)
- 特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)
- 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)

病院局告示

- 5 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定(病院局経営企画課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 特定調達契約の契約者等(病院局業務課)

企業局公告

- 一般競争入札の実施(企業局施設課)

公安委員会告示

告 示

◎新潟県告示第393号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定(新潟県告示第338号)の一部を次のように改正し、令和3年4月2日から実施する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
市町村	学校	市町村	学校
(略)	(略)	(略)	(略)
上越市	有田小学校 飯小学校 <u>板倉小学校</u> 稲田小学校 上杉小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 里公小学校 三郷小学校 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 東本町小学校 美守小学校 古城小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校 板倉中学校 浦川原中学校 大潟町中学校 大島中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 安塚中学校 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田高等学校 安塚分校 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校	上越市	有田小学校 飯小学校 <u>稲田小学校</u> 上杉小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 里公小学校 三郷小学校 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 <u>針小学校</u> 東本町小学校 美守小学校 古城小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 <u>宮嶋小学校</u> 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 <u>山部小学校</u> 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校 板倉中学校 浦川原中学校 大潟町中学校 大島中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 安塚中学校 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田高等学校 安塚分校 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校

	直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校		高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
柏崎市	荒浜小学校 大洲小学校 柏崎小学校 北鯖石小学校 北条小学校 鯨波小学校 剣野小学校 鯖石小学校 新道小学校 高柳小学校 田尻小学校 内郷小学校 中通小学校 半田小学校 比角小学校 日吉小学校 枇杷島小学校 二田小学校 榎原小学校 米山小学校 鏡が沖中学校 北条中学校 第一中学校 第二中学校 第三中学校 第五中学校 西山中学校 東中学校 松浜中学校 瑞穂中学校 南中学校 柏崎高等学校 柏崎工業高等学校 柏崎総合高等学校 柏崎常盤高等学校 新潟産業大学附属高等学校 柏崎翔洋中等教育学校 柏崎特別支援学校 はまなす特別支援学校	柏崎市	荒浜小学校 大洲小学校 柏崎小学校 北鯖石小学校 北条小学校 鯨波小学校 剣野小学校 鯖石小学校 新道小学校 高柳小学校 田尻小学校 内郷小学校 中通小学校 半田小学校 比角小学校 日吉小学校 枇杷島小学校 二田小学校 榎原小学校 米山小学校 鏡が沖中学校 北条中学校 第一中学校 第二中学校 第三中学校 第五中学校 <u>高柳中学校</u> 西山中学校 東中学校 松浜中学校 瑞穂中学校 南中学校 柏崎高等学校 柏崎工業高等学校 柏崎総合高等学校 柏崎常盤高等学校 新潟産業大学附属高等学校 柏崎翔洋中等教育学校 柏崎特別支援学校 はまなす特別支援学校
新発田市	加治川小学校 川東小学校 御免町小学校 佐々木小学校 猿橋小学校 紫雲寺小学校 住吉小学校 東豊小学校 外ヶ輪小学校 <u>豊浦小学校</u> 七葉小学校 東小学校 藤塚小学校 二葉小学校 米子小学校 加治川中学校 川東中学校 佐々木中学校 猿橋中学校 紫雲寺中学校 第一中学校 豊浦中学校 七葉中学校 東中学校 本丸中学校 新発田高等学校 新発田商業高等学校 新発田農業高等学校 新発田南高等学校 新発田南高等学校 豊浦分校 西新発田高等学校 新発田竹俣特別支援学校 新発田竹俣特別支援学校 いじみの分校	新発田市	<u>荒橋小学校</u> 加治川小学校 川東小学校 御免町小学校 佐々木小学校 猿橋小学校 紫雲寺小学校 <u>菅谷小学校</u> 住吉小学校 <u>天王小学校</u> 東豊小学校 外ヶ輪小学校 <u>中浦小学校</u> 七葉小学校 東小学校 藤塚小学校 二葉小学校 <u>本田小学校</u> 米子小学校 加治川中学校 川東中学校 佐々木中学校 猿橋中学校 紫雲寺中学校 第一中学校 豊浦中学校 七葉中学校 東中学校 本丸中学校 新発田高等学校 新発田商業高等学校 新発田農業高等学校 新発田南高等学校 新発田南高等学校 豊浦分校 西新発田高等学校 新発田竹俣特別支援学校 新発田竹俣特別支援学校 いじみの分校
(略)	(略)	(略)	(略)
十日町市	鑑島小学校 上野小学校 川治小学校 下条小学校 千手小学校 田沢小学校 橘小学校 十日町小学校 飛渡第一小学校 中条小学校 西小学校 馬場小学校 東小学校 松代小学校 松之山小学校 水沢小学校 吉田小学校	十日町市	鑑島小学校 上野小学校 <u>貝野小学校</u> <u>川治小学校</u> 下条小学校 千手小学校 田沢小学校 橘小学校 十日町小学校 飛渡第一小学校 中条小学校 西小学校 馬場小学校 東小学校 松代小学校 松之山小学校 水沢小学校 吉田小学校

	川西中学校 下条中学校 十日町中学校 中里中学校 中条中学校 松代中学校 松之山中学校 水沢中学校 南中学校 吉田中学校 十日町高等学校 十日町高等学校松之山分校 十日町総合高等学校 松代高等学校 ふれあいの丘支援学校 川西高等特別支援学校		川西中学校 下条中学校 十日町中学校 中里中学校 中条中学校 松代中学校 松之山中学校 水沢中学校 南中学校 吉田中学校 十日町高等学校 十日町高等学校松之山分校 十日町総合高等学校 松代高等学校 ふれあいの丘支援学校 川西高等特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
村上市	朝日さくら小学校 朝日みどり小学校 岩船小学校 小川小学校 金屋小学校 神納小学校 山辺里小学校 さんぼく小学校 瀬波小学校 平林小学校 保内小学校 村上小学校 村上南小学校 朝日中学校 荒川中学校 岩船中学校 神林中学校 山北中学校 村上第一中学校 村上東中学校 荒川高等学校 村上高等学校 村上中等教育学校 村上特別支援学校	村上市	朝日さくら小学校 朝日みどり小学校 岩船小学校 小川小学校 金屋小学校 神納小学校 <u>神納東小学校</u> 山辺里小学校 さんぼく小学校 <u>砂山小学校</u> 瀬波小学校 <u>西神納小学校</u> 平林小学校 保内小学校 村上小学校 村上南小学校 朝日中学校 荒川中学校 岩船中学校 神林中学校 山北中学校 村上第一中学校 村上東中学校 荒川高等学校 村上高等学校 村上中等教育学校 村上特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
南魚沼市	赤石小学校 五十沢小学校 石打小学校 <u>上田小学校</u> 後山小学校 浦佐小学校 上関小学校 大崎小学校 おおまき小学校 塩沢小学校 城内小学校 栃窪小学校 中之島小学校 北辰小学校 三用小学校 六日町小学校 藪神小学校 塩沢中学校 八海中学校 六日町中学校 大和中学校 国際情報高等学校 塩沢商工高等学校 総合支援学校	南魚沼市	赤石小学校 五十沢小学校 石打小学校 後山小学校 浦佐小学校 上関小学校 大崎小学校 おおまき小学校 塩沢小学校 城内小学校 <u>第一上田小学校</u> <u>第二上田小学校</u> 栃窪小学校 中之島小学校 北辰小学校 三用小学校 六日町小学校 藪神小学校 塩沢中学校 八海中学校 六日町中学校 大和中学校 国際情報高等学校 塩沢商工高等学校 総合支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
たかおクリニック	三条市東裏館2丁目21-36 (株)佐藤産業ビル3階	精神通院医療	令和3年4月1日

クスリのアオキ長岡曙薬局	長岡市曙2丁目4番地26	精神通院医療	令和3年4月1日
ウエルシア薬局三条東本成寺店	三条市東本成寺21番28号	精神通院医療	令和3年4月1日
さりら薬局	南魚沼市浦佐1534番地4	精神通院医療	令和3年4月1日
ウエルシア薬局南魚沼六日町店	南魚沼市川窪1001-1	精神通院医療	令和3年4月1日
共栄堂薬局みつけ店	見附市学校町2丁目15番23号	精神通院医療	令和3年4月1日
共栄堂薬局うおぬま店	魚沼市原虫野433番7	精神通院医療	令和3年4月1日
訪問看護ステーションランジュ	新発田市中央町4丁目478番12号 チサンマンション501号	精神通院医療	令和3年4月1日

◎新潟県告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
お元気でクリニック	見附市学校町2-13-76	精神通院医療	令和3年4月1日
ながおか心のクリニック	長岡市千歳1丁目3番42号	精神通院医療	令和3年4月1日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-6-6	精神通院医療	令和3年4月1日
ハート調剤薬局糸魚川店	糸魚川市南寺町2丁目10番29号	精神通院医療	令和3年4月1日
共創未来 舞子薬局	南魚沼市仙石1-17	精神通院医療	令和3年4月1日
みどり町調剤薬局	新発田市緑町2-16-9	精神通院医療	令和3年4月1日

◎新潟県告示第396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
渡辺薬局	長岡市東川口601-3	精神通院医療	令和3年3月1日
共栄堂薬局おもて町店	長岡市表町4-2-1	精神通院医療	令和3年3月11日

◎新潟県告示第397号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、肥料の登録事項の変更について次のとおり届出があった。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

生産業者の名称及び住所	サトウ食品株式会社 新潟県新潟市東区宝町13番5号	
登録番号	新潟県生第404号	
肥料の種類	乾燥菌体肥料	
肥料の名称	サトウの菌体肥料	
変更があった事項	新	サトウ食品株式会社
	旧	佐藤食品工業株式会社
変更年月日	令和2年8月1日	

◎新潟県告示第398号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る公金の収納及び支払の事務を次のとおり委託した。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

受託者の住所及び名称 千葉県千葉市中央区新宿2丁目3番8号 東日本信用漁業協同組合連合会

◎新潟県告示第399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市南区根岸238番地1 中村 正男

就任年月日 令和3年3月20日

◎新潟県告示第400号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和3年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市南区上木山51番地 丸山 久夫
(理事長)

〃 南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地1 田巻 俊光

〃	加茂市大字天神林29番地 1	塩野 勇
〃	新潟市南区大郷621番地	遠藤 徹
〃	加茂市大字後須田804番地	樋口 正久
〃	新潟市南区牛崎315番地	荒井 誠一
〃	〃 南区茨曾根4994番地	小林 隆夫
〃	南蒲原郡田上町大字横場新田1942番地	齋藤 孝夫
〃	加茂市大字加茂新田3902番地	塩野 與一
監 事	新潟市南区小蔵子2037番地 4	片野 秀雄
〃	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1836番地	石澤 昇
〃	加茂市大字下条甲1511番地 1	井上 長治

就任年月日 令和3年3月16日

2 退任

理 事	新潟市南区上木山51番地	丸山 久夫 (理事長)
〃	南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地 1	田巻 俊光
〃	加茂市大字天神林29番地 1	塩野 勇
〃	新潟市南区大郷621番地	遠藤 徹
〃	加茂市大字後須田804番地	樋口 正久
〃	新潟市南区牛崎315番地	荒井 誠一
〃	〃 南区茨曾根4994番地	小林 隆夫
〃	南蒲原郡田上町大字横場新田1942番地	齋藤 孝夫
〃	加茂市大字加茂新田3902番地	塩野 與一
監 事	新潟市南区小蔵子2037番地 4	片野 秀雄
〃	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1836番地	石澤 昇
〃	加茂市大字下条甲1511番地 1	井上 長治

退任年月日 令和3年3月15日

◎新潟県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を令和3年3月24日認可した。

令和3年4月2日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を令和3年3月24日認可した。

令和3年4月2日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営山口地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和3年4月5日から令和3年5月6日まで
- 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第404号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営仁王谷池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月5日から令和3年5月6日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第405号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

令和3年4月2日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 交換分合を行う者の名称
新発田市農業委員会
- 2 地区名
北江・西江地区
- 3 認可年月日
令和3年3月17日
- 4 処分の取消しの訴えについて
 - (1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂町停車場金屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市山口字野中412番1から 同市大津字石橋2068番1まで	新	12.0～30.5メートル	813.4メートル
	旧	6.2～30.5メートル	812.8メートル

◎新潟県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 坂町停車場金屋線
- 2 供用開始の区間
村上市山口字野中412番1から同市大津字石橋2068番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月2日

◎新潟県告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
五泉都市計画用途地域（五泉市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
名称 坂井地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
新潟都市計画区域区分（新潟市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 魚沼都市計画道路事業
(2) 名称 3・4・7号大石吉水線及び3・4・10号百代宮林線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
(1) 収用の部分
新新潟県魚沼市堀之内字宮林、字岩野、字山田、字上ノ原及び字関下地内
(2) 使用の部分
新潟県魚沼市堀之内字宮林及び字上ノ原地内

◎新潟県告示第412号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和3年4月1日から実施した。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗		3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名 称	主たる事	名 称	主たる事

	務所の位置又は店舗の位置		務所の位置又は店舗の位置
(略)	(略)	(略)	(略)
横浜幸銀信用組合 新潟支店	新潟市	横浜幸銀信用組合 新潟支店	新潟市
新潟県労働金庫の県内全店舗	〃	新潟県労働金庫の県内全店舗	〃
新潟県信用農業協同組合連合会 本店	〃	新潟県信用農業協同組合連合会 本店	〃
東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店	〃	新潟県信用漁業協同組合連合会 本店	〃
(略)	(略)	(略)	(略)

公 告

予算の公表について（公告）

令和3年3月25日新潟県議会において議決された令和3年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和2年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

令 和 3 年 度 新 潟 県 一 般 会 計 予 算

令和3年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,407,350,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金	額
第1款	県	税			千円
第1項	県	民	税		252,392,000
第2項	事	業	税		63,361,000
第3項	地	方	消	費	51,847,000
第4項	不	動	取	得	70,202,000
第5項	県	た	ば	こ	4,114,000
第6項	ゴ	ル	場	利	2,241,000
第7項	軽	油	引	取	436,000
第8項	自	動	車	税	22,625,000
第9項	鉦	区		税	32,632,000
第10項	狩	猟		税	28,000
第11項	核	燃	料	税	11,000
第12項	産	業	廃	物	4,713,000
第13項	旧	法	に	よ	163,000
			る	税	19,000
第2款	地方	消費	税	清算	103,359,000
			金		103,359,000

<p>第3款 地方譲与税</p>	<p>第1項 特別法人事業譲与税 第2項 地方揮発油譲与税 第3項 石油ガス譲与税 第4項 自動車重量譲与税 第5項 森林環境譲与税 第6項 航空機燃料譲与税</p>	<p>28,360,000 24,136,000 3,781,000 129,000 206,000 106,000 2,000</p>
<p>第4款 地方特例交付金</p>	<p>第1項 地方特例交付金</p>	<p>1,227,000 1,227,000</p>
<p>第5款 地方交付税</p>	<p>第1項 地方交付税</p>	<p>252,500,000 252,500,000</p>
<p>第6款 交通安全対策交付金</p>	<p>第1項 交通安全対策特別交付金</p>	<p>419,000 419,000</p>
<p>第7款 分担金及び負担金</p>	<p>第1項 分担金 第2項 負担金</p>	<p>3,117,976 994,985 2,122,991</p>
<p>第8款 使用料及び手数料</p>	<p>第1項 使用料 第2項 手数料</p>	<p>14,616,500 10,873,374 3,743,126</p>

第9款	国庫支出金	第1項 国庫金 第2項 国庫金 第3項 国庫委託金	負担金 補助金 託金	159,872,964 27,606,743 128,850,063 3,416,158
第10款	財産収入	第1項 財産収入 第2項 財産収入	収入 収入	3,817,414 973,637 2,843,777
第11款	寄附金	第1項 寄附金	附金	394,145 394,145
第12款	繰入金	第1項 特別会計繰入金 第2項 基金繰入金	繰入金 繰入金	17,689,865 3,742,079 13,947,786
第13款	諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利子収入 第3項 営企業貸付金収入 第4項 貸付金収入 第5項 貸受託事業業収入 第6項 収益事業業収入 第7項 利子割精算金収入	等収入 収入 収入 収入 収入 収入 収入	319,485,136 249,656 8,208 15,875,106 289,242,475 5,989,757 2,252,784 1

	第8項 雑	入	5,867,149
第14款 県	債		249,939,000
	第1項 県	債	249,939,000
第15款 繰	越		160,000
	第1項 繰	越	160,000
歳	入	合 計	1,407,350,000

3

2 歳 出		項 目	金 額
款	項	額	千円
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,304,716	1,304,716
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費	27,708,107	27,708,107
	第 2 項 総 務 管 理 費	6,495,199	6,495,199
	第 3 項 総 務 計 画 費	10,604,507	10,604,507
	第 4 項 税 務 調 査 費	576,498	576,498
	第 5 項 市 町 村 振 興 費	7,165,218	7,165,218
	第 6 項 市 選 挙 員 會 費	1,023,654	1,023,654
	第 7 項 人 事 委 員 會 費	1,451,595	1,451,595
	第 8 項 監 査 委 員 會 費	143,795	143,795
		247,641	247,641
第 3 款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 管 理 費	8,023,874	8,023,874
	第 2 項 防 災 企 業 救 済 費	3,789,147	3,789,147
	第 3 項 環 境 保 護 費	2,595,681	2,595,681
	第 4 項 環 境 保 護 費	521,380	521,380
	第 5 項 環 境 保 護 費	330,116	330,116
		787,550	787,550

<p>第4款 福祉保健費</p>	<p>第1項 福祉保健費 第2項 国保・福祉指導費 第3項 地域医療政策費 第4項 医師・看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康対策費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉社費 第9項 子ども家庭費 第10項 感染症対策費</p>	<p>191,103,049 21,229,215 43,645,508 8,282,997 1,753,390 41,493,195 5,212,439 4,196,207 21,656,616 22,861,159 20,772,323</p>
<p>第5款 労働費</p>	<p>第1項 労働委員会費 第2項 しごと定住促進費 第3項 職業能力開発費</p>	<p>2,810,423 125,745 647,271 2,037,407</p>
<p>第6款 産業費</p>	<p>第1項 産業政策費 第2項 地域産業振興費 第3項 創業・イノベーション推進費 第4項 産業立地費 第5項 産観光費</p>	<p>313,308,240 1,811,831 295,667,947 2,232,579 11,555,989 2,039,894</p>

<p>第7款 農 林 水 産 業 費</p>	<p>第1項 農 業 費 第2項 地 域 農 業 費 第3項 地 産 農 産 費 第4項 農 産 営 業 費 第5項 經 営 品 流 通 費 第6項 食 産 業 費 第7項 畜 産 業 費 第8項 水 産 業 費 第9項 林 地 基 礎 費 第10項 農 地 基 礎 費 第11項 農 地 基 礎 費</p>	<p>64,958,519 3,351,649 7,120,403 1,695,481 3,449,861 414,671 1,017,153 2,699,957 10,902,312 5,496,236 27,649,939 1,160,857</p>
<p>第8款 土 木 費</p>	<p>第1項 土 木 費 第2項 道 路 橋 梁 費 第3項 河 川 費 第4項 砂 防 費 第5項 都 市 計 画 費 第6項 建 設 費 第7項 交 通 費 第8項 港 灣 振 興 費 第9項 港 灣 振 興 費</p>	<p>134,310,583 11,104,215 57,465,508 21,714,322 15,354,996 7,323,043 10,635,727 2,168,912 381,279 6,569,147</p>

	第10項 航空港	費	1,593,434
第9款 警察費	警察 管行政	費 費	50,127,089 46,130,904 3,996,185
第10款 教育費	教育 総務 学校 学校 支援 学校 指導 進修 生涯 推進 文化 体育 保健 教育 私立 大学	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	169,675,195 8,436,431 83,382,960 44,137,400 17,679,142 389,480 301,003 568,844 565,469 11,516,429 2,698,037
第11款 災害復旧費	農林水産施設 災害復旧 土木施設 災害復旧	費 費	7,743,086 2,959,987 4,783,099
第12款 県債費	県債	費	283,694,086 283,694,086

第13款	支 出 金	第1項 公 司 業 務 支 出 金 第2項 雑 地 方 消 費 税 交 付 金 第3項 利 子 割 当 交 付 金 第4項 配 当 交 付 金 第5項 株 式 等 譲 渡 所 得 割 当 交 付 金 第6項 分 離 課 税 所 得 割 当 交 付 金 第7項 法 人 事 業 税 交 付 金 第8項 地 方 消 費 税 交 付 金 第9項 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 第10項 環 境 性 能 割 当 交 付 金 第11項 軽 油 引 取 割 当 交 付 金 第12項 利 子 割 当 精 算 金 第13項 旧 法 に よ る 自 動 車 取 得 税 交 付 金	152,283,033 15,875,106 2,975,800 68,644,436 224,427 983,664 1,123,848 116,107 3,731,405 52,320,960 305,200 800,603 5,180,762 1 714
第14款	予 備 費	第1項 予 備 費	300,000 300,000
	出 金	合 計	1,407,350,000
	歳 出		

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	電子データ等作成業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで				4,913千円		
	行政手続オンライン化システム構築・運用業務委託契約	令和4年度から 令和8年度まで				228,000千円		
	給与システム運用管理委託契約	令和4年度から 令和8年度まで				300,146千円		
	クレジットカード県税収納業務委託契約	令和4年度				966千円		
	軽自動車OSS導入に係る税総合オンラインシステム 改修業務委託契約	令和4年度				47,168千円		
	令和3年度における地方債の共同発行によつて生ずる 連帯債務	令和3年度から 令和13年度まで				元金1,315,000,000千円及び 当該額に対する利子相当額		
	離職者等再就職訓練委託契約	令和4年度				87,989千円		
	若年者職業能力開発訓練委託契約	令和4年度				9,921千円		
	海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和4年度				74,806千円		
	イノベーション推進事業補助金交付決定	令和4年度				90,000千円		
	次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	令和4年度				20,000千円		

公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	令和4年度から令和14年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が令和3年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額120,000千円を限度としてその損失を補償する。	1,619,294千円	新潟県信用保証協会が令和3年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和4年度から令和14年度まで			
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	令和3年度から令和4年度まで			新潟県信用農業協同組合連合会が令和3年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金93,978千円が回収されなかつた場合の損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	令和4年度から令和23年度まで			農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,180,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	令和4年度から令和21年度まで			農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	令和4年度から令和23年度まで			漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額110,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和4年度から令和13年度まで			漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額10,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	令和3年度から令和28年度まで			新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
新井郷川排水機場保守点検・操作業務委託契約	令和4年度から令和7年度まで		307,160千円	
県営かんがい排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和4年度		29,700千円	

県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和4年度	4,269千円	
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和4年度から令和5年度まで	129,451千円	
県営かんがい排水事業高根川地区工事請負契約	令和4年度	55,000千円	
県営かんがい排水事業福島潟地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円	
県営かんがい排水事業白根郷地区工事請負契約	令和4年度	140,000千円	、
県営かんがい排水事業大河津地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円	
県営かんがい排水事業大江中流部地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円	
県営かんがい排水事業柏崎1期地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円	
県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	令和4年度	120,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業高根川沿岸地区工事請負契約	令和4年度	85,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業潟川(2期)地区工事請負契約	令和4年度	112,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区工事請負契約	令和4年度	102,000千円	
県営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和4年度	120,300千円	
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和4年度	25,731千円	

県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和4年度から令和5年度まで	217,549千円
県営湛水防除事業八丁瀨地区工事請負契約	令和4年度	90,000千円
県営湛水防除事業桑山川地区工事請負契約	令和4年度	350,000千円
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和4年度	130,000千円
県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和4年度	34,000千円
県営湛水防除事業新潟東部地区工事請負契約	令和4年度	220,000千円
県営湛水防除事業正庵角庵地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円
県営ため池等整備事業中島地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円
県営ため池等整備事業低位部2号支線排水路地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟中東地区工事請負契約	令和4年度	80,000千円
県営地盤沈下対策事業中ノ口川西部地区工事請負契約	令和4年度	300,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟南部8期地区工事請負契約	令和4年度	150,000千円
県営地盤沈下対策事業亀田郷阿賀地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円
県営地盤沈下対策事業西蒲原2期地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円

県営防災重点農業用ため池緊急整備事業宇山地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	令和4年度	34,000千円
県営経営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	令和4年度	62,000千円
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和4年度	68,000千円
県営経営体育成基盤整備事業荒川地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円
県営経営体育成基盤整備事業虎丸地区工事請負契約	令和4年度	40,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中ノ通地区工事請負契約	令和4年度	20,000千円
県営経営体育成基盤整備事業堀耕東地区工事請負契約	令和4年度	46,000千円
県営経営体育成基盤整備事業苔実地区工事請負契約	令和4年度	54,000千円
県営経営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和4年度	19,000千円
県営経営体育成基盤整備事業発久地区工事請負契約	令和4年度	46,000千円
県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和4年度	59,000千円
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和4年度	127,000千円
県営経営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和4年度	121,000千円

県営経営体育成基盤整備事業河井地区工事請負契約	令和4年度	122,000千円
県営経営体育成基盤整備事業和田・横瀬地区工事請負契約	令和4年度	13,000千円
県営経営体育成基盤整備事業東中地区工事請負契約	令和4年度	10,000千円
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和4年度	12,000千円
県営経営体育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	令和4年度	23,000千円
県営経営体育成基盤整備事業畔屋地区工事請負契約	令和4年度	26,000千円
県営経営体育成基盤整備事業本条地区工事請負契約	令和4年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業五日市・内方地区工事請負契約	令和4年度	28,000千円
県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和4年度	12,000千円
県営経営体育成基盤整備事業広島地区工事請負契約	令和4年度	16,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和4年度	47,000千円
県営経営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和4年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業島田地区工事請負契約	令和4年度	70,000千円
県営経営体育成基盤整備事業東海地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円

県営経営体育成基盤整備事業開田六地区地区工事請負契約	令和4年度	23,000千円
県営経営体育成基盤整備事業長江地区地区工事請負契約	令和4年度	8,000千円
県営中山間地域対策事業八手地区地区工事請負契約	令和4年度	40,000千円
県営中山間地域対策事業大小地区地区工事請負契約	令和4年度	31,000千円
県営中山間地域対策事業大和川地区地区工事請負契約	令和4年度	22,000千円
県営中山間地域対策事業若栢地区地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円
県営中山間地域対策事業塩殿地区地区工事請負契約	令和4年度	14,000千円
県営中山間地域対策事業姿地区地区工事請負契約	令和4年度	6,000千円
県営中山間地域対策事業赤沢地区地区工事請負契約	令和4年度	10,000千円
一般国道291号道路改築工事請負契約	令和4年度	300,000千円
県道横畑高田線道路改築工事請負契約	令和4年度	140,000千円
県道黒部柏崎線電源立地工事請負契約	令和4年度	100,000千円
一般国道353号折居橋上部工事請負契約	令和4年度から令和5年度まで	30,000千円
県道江津停車場線御館線橋補修工事委託契約 (相手方 えちごトキめき鉄道株式会社)	令和4年度	120,000千円

一般国道291号仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和5年度まで	20,000千円	
一般国道403号仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和7年度まで	40,000千円	
一般国道404号仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和5年度まで	40,000千円	
県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	令和4年度から 令和6年度まで	85,000千円	
笠堀ダム堰堤改良(ダム主放流設備)工事請負契約	令和4年度	120,000千円	
一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令和4年度	210,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和3年度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額804,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。	
柏崎港埋没浚渫工事請負契約	令和4年度	200,000千円	
新潟みなとトンネル立坑施設清掃業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	12,642千円	
旧藤寄駅管理棟機械警備業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	640千円	
小出警察署空調設備改修工事請負契約	令和4年度	22,386千円	
旧妙高警察署庁舎解体撤去工事請負契約	令和4年度	106,234千円	
南魚沼警察署庁舎実施設計業務委託契約	令和4年度	39,277千円	
総合運転者管理システム改修業務委託契約	令和4年度	88,766千円	

運転免許証作成システム賃借契約	令和4年度から 令和9年度まで	1,479,082千円	
新潟県立図書館情報システム賃借及び運用管理委託契約	令和4年度から 令和10年度まで	148,999千円	
サントリー展開催費用負担協定 (相手方 サントリー展新潟実行委員会 (仮称))	令和4年度	2,500千円	

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	9,330,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川事業費	8,007,000				
海岸事業費	541,000				
砂防事業費	6,921,000				
街路事業費	660,000				
公園事業費	888,000				
公営住宅建設事業費	232,000				
港湾事業費	3,245,000				
空港事業費	645,000				
水産事業費	43,000				
漁港事業費	489,000				
林道事業費	578,000				
治山事業費	1,933,000				
農地事業費	5,246,000				
災害復旧事業費	2,272,000				
学校教育施設等整備事業費	2,041,000				
社会福祉施設整備事業費	348,000				
施設整備事業費(一般財源化分)	133,000				
地域活性化事業費	1,305,000				

防 災 对 策 事 業 費	9,072,000		
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	10,247,000		
合 併 特 例 事 業 費	1,054,000		
河 川 等 整 備 事 業 費	255,000		
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	380,000		
警 察 施 設 整 備 事 業 費	763,000		
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	475,000		
本 庁 舎 改 修 事 業 費	204,000		
地 域 機 関 改 修 事 業 費	701,000		
石 綿 对 策 事 業 費	61,000		
地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	69,000		
大 学 等 高 等 教 育 機 関 設 置 補 助 事 業 費	35,000		
県 立 大 学 整 備 事 業 費	937,000		
医 療 体 制 整 備 事 業 費	142,000		
農 林 水 産 業 振 興 事 業 費	30,000		
え ち ご と ち き め き 鉄 道 株 式 会 社 補 助 事 業 費	67,000		
北 越 急 行 株 式 会 社 補 助 事 業 費	51,000		
公 共 施 設 等 除 却 費	585,000		
行 政 改 革 推 進 債	5,266,000		
借 換 債	113,166,000		
臨 時 財 政 对 策 債	57,800,000		

退職 減 合	職 収 補 て 手 当 人 債 債 計	3,492,000 230,000 249,939,000			
--------------	--	--	--	--	--

令和3年度新潟県債管理特別会計予算

令和3年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,764,848千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入		195,764,848
	第1項 繰入金	195,764,848
歳入	合計	195,764,848

2 歳 出			金 額
款	項	額	額
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費		195,764,848
			195,764,848
歳 出	合 計		195,764,848

令和3年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算 令和3年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ364,317千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	款 地域づくり事業 貸付事業 収入 金 入	項 第1項 諸 第2項 繰 収入 越 金 計
	金 額	千円 364,317 86,945 277,372 364,317

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 地 貸 域 づ ぐ 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	364,317	
	第 2 項 貸 付 債 権 活 用 事 業 費	277,372	
合 計		364,317	
歳 出			

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ327,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 災害救助事業収入		千円
	第1項 国庫支出金	327,679
	第2項 財産収入	50,000
	第3項 繰入金	1,255
	第4項 雑収入	166,847
		2,311

歳	入	第5項 県 第6項 分 担 金 及 び 負 担 金	償	86,000
			金	21,266
合 計			327,679	

2 歳 出		金 額	
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費			千円
第 1 項 災 害 救 助 費	第 1 項 災 害 救 助 費	327,679	
第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	193,966	
第 3 項 災 害 救 助 積 立 金	第 3 項 災 害 救 助 積 立 金	1,255	
第 4 項 災 害 救 助 積 立 金	第 4 項 災 害 救 助 積 立 金	131,696	
	第 4 項 災 害 救 助 積 立 金	762	
歳 出	合 計	327,679	

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
借換債	千円 86,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。		
合 計	86,000					

令和3年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,651,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 国民健康保険事業収入	第1項 分担金及び負担金 第2項 国庫支出金 第3項 国庫収入 第4項 財源収入 第5項 繰上収入 第6項 繰上金	191,651,079 51,241,995 50,668,124 4,340 12,754,748 76,981,871 1
歳 入	合 計	191,651,079

2 歳 出		
款	項	金 額
第 1 款 国民健康保険事業費	第 1 項 総務	191,651,079
	第 2 項 事業費	6,317
	第 3 項 基金積立	190,026,169
	第 4 項 諸支	4,340
		1,614,253
歳	出	計
		191,651,079

令和3年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (歳入歳出予算)		金額	
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	項	額	
令和3年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,777千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	款	額	
	第1款 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業収入	第1項 繰入金 第2項 諸収入 第3項 繰越金	千円 348,777 2,380 236,913 109,484
	歳 入	合 計	348,777

2 歳 出	款	項	金 額
第 1 款	母 貸 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	348,777 348,777
歳	出	合 計	348,777

令和3年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算 令和3年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,885千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	項	金 額
第1款 心身障害児者総合 施設事業収入	第1項 財産収入 第2項 寄附金 第3項 繰上金 第4項 雑収入	7,885 27 10 7,847 1
歳 入	合 計	7,885

2 歳 出			金 額
款	項		千円
第 1 款 心 身 障 害 児 者 総 合 費 施 設 事 業	第 1 項 基 金	立 金	7,885
	第 2 項 繰 上 げ 金	出 金	11
		合 計	7,874
歳 出		計	7,885

令和3年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ800,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 収 入	第1項 繰 入 第2項 諸 収 第3項 県 債 第4項 繰 越	800,568 6,407 322,038 200,000 272,123 千円

歳	入	合	計	800,568
---	---	---	---	---------

2 歳 出		金 額	
第 1 款	中小企業支援資金貸付費	千円	
	業	800,568	
	事	447,326	
	業	208,943	
	支	144,299	
	援		
	資		
	金		
	貸		
	付		
	費		
	第 1 項		
	第 2 項		
	第 3 項		
	貸 付 事 業 費		
	県 債 出 金		
	繰 上 償 還 金		
	合 計	800,568	
歳 出	合 計	800,568	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付	千円 200,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

令和3年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 林業付 貸付事業 資金収入	第1項 諸 第2項 繰 入 越 金	61,321 70 61,251
第2款 木材産業等高度化推進資金 貸付事業収入	第1項 諸 繰 入	128,871 71,000

第3款 林業就業付 貸付事業促進 資金収入	第2項 県 第3項 繰 第1項 繰	債 金 越 越 金	43,000 14,871 2,100 2,100
歳 入 合 計		計	192,292

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	61,271 61,271
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 県債費	114,000 86,000 28,000
第 3 款	林業就業促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歳 出 合 計			192,292

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金貸付事業	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

令和3年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 令和3年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,853千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	款 沿岸漁業改善資金 貸付事業収入	項 第1項 繰入金 第2項 諸収入 第3項 繰越金 合計
	金 60,853 89 61 60,703 60,853	額 千円

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 沿 岸 漁 業 改 善 事 業 沿 貸 付 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費		60,803 千円
	第 1 項 予 備 費		60,803
第 2 款 子 備 費	第 1 項 予 備 費		50 50
歳 出	合 計		60,853

令和3年度新潟県有林事業特別会計予算

令和3年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,342千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (地方債)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	160,342
	第2項 財源収入金	51,850
	第3項 繰上金	15,174
	第4項 繰入金	81,960
	第5項 繰入金	9,800
	第5項 繰入金	1,558

歳	入	合	計	160,342
---	---	---	---	---------

2 歳 出		項 目	金 額
款	項	額	千円
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	159,342	
	第 2 項 県 債 費	77,382	
	第 3 項 緑 出 金	57,960	
		24,000	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,000	
		1,000	
歳 出	合 計	160,342	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 9,800	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

令和3年度新潟県用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度新潟県用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ305,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 用地先行取得事業収入	第1項 財産収入	305,069 千円
	第2項 繰入金	305,000 69
歳 入	合 計	305,069

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	用地先行取得事業費	第 1 項 県 債 費	305,000 千円
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費	69
歳 出		合 計	305,069

令和3年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和3年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ567,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	567,059
	第2項 繰入金	565,144
歳 入 合 計		1,915
歳 入 合 計		567,059

千円

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費			567,059
	第 1 項 事 業 費		1,915
	第 2 項 繰 出 金		565,144
歳 出	合 計		567,059

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,318,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項	金	額
第1款	港湾整備事業収入			千円
第1項	使用材料及び手数料			2,318,012
第2項	国庫支出金			1,118,966
第3項	国産収入金			15,000
第4項	繰入金			200,841
第5項	繰上金			223,483
第6項	諸県債			1,721
第7項	繰越金			758,000
				1
歳 入		合 計		2,318,012

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	2,317,859	
	第 2 項 県 債 費	943,561	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,374,298	
歳 出 合 計		2,318,012	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費債 借換	千円 285,000 473,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	758,000				

令和3年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	関係	区分	予定量
1	営業関係	供給電力量	MWh 530,002
2	建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款 電気事業	収益	7,955,925
第1項 営業	収益	7,820,418
第2項 財務	収益	8,339
第3項 事業外	収益	127,168

支 出		千円
第1款 電気事業	費用	6,363,373
第1項 営業	費用	5,633,069
第2項 財務	費用	212,618
第3項 事業	外費	497,686
第4項 予備	費用	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,990,827千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的	収入	2,442,820
第1項 企業	業債	1,939,000
第2項 固定資産	売却代金	1
第3項 貸付金	返済金	410,000
第4項 貸受託	金	93,809
第5項 雑収	入	10

支 出		補 て ん 財 源			
支	出	過 年 度 損 保 留 定 金	当 年 度 損 保 留 定 金	地 域 振 興 積 立 金	消 費 税 本 的 取 引 額
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
第1款 資本の支出	7,433,647	270,381	5,816		221,504
第1項 建設改良費	2,436,702	1,492,122			
第2項 企業債償還金	1,902,122	14			
第3項 企業投資	14				
第4項 他会計繰出金	3,000,000			3,000,000	
第5項 受托工事費	93,809	990			
第6項 雑支	1,000				
		差引不足額			
		充当財源収入予定額			
区分	支出予定額	差引不足額	充当財源収入予定額	過年度損保留定金	当年度損保留定金
第1項 建設改良費	2,436,702	497,701	1,939,001	270,381	5,816
第2項 企業債償還金	1,902,122	1,492,122	410,000	1,492,122	
第3項 投資	14	14		14	
第4項 他会計繰出金	3,000,000	3,000,000			
第5項 受托工事費	93,809	990	93,809	990	
第6項 雑支出	1,000	990	10	990	
計	7,433,647	4,990,827	2,442,820	1,763,507	5,816
					221,504

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
猿田発電所2号水車発電機分解点検整備工事	令和4年度		千円 141,625
猿田発電所水車ラランナ修繕工事	令和4年度		9,295
猿田発電所2号調速機制御・励磁制御盤他 点検整備工事	令和4年度		6,270
奥三面発電所表面取水設備分解点検整備工事	令和4年度		69,256
猿田発電所2号入口弁更新工事	令和4年度		99,396
胎内第二ダム非常用発電機更新工事	令和4年度		85,250

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所建設改良事業費	千円 1,939,000	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
1 職員給与費	1,016,659 千円
2 交際費	948

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分		予	定	量
1 営業関係	1	給水量	先数量	48,207,938立方メートル	93	か所
	2	年間総給水量	水量			
	3	1日平均給水量	水量			
2 建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業		132,439立方メートル	—	式
	2	既設設備の増強改良				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 工業用水道事業収益		3,155,291
第1項 営業収益		1,416,310
第2項 営業外収益		482,907
第3項 特別利益		1,256,074

支 出		千円
第1款 工業用水道事業費用		2,792,014
第1項 営業費用		2,615,407
第2項 営業外費用		166,607
第3項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額341,282千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		30
第1項 固定資産売却代金		30

支		出	
第1款	資本的支出	341,312	千円
第1項	建設改良費	192,933	
第2項	企業債償還金	148,379	

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源			
					建設改良 積立金	過損留 益保	年度 勘定 資金	消費的 調整 税支額
第1項	建設改良費	千円 192,933	千円 30	千円 192,903	千円 139,481	千円 37,316	千円 16,106	
第2項	企業債償還金	148,379		148,379				
	計	341,312	30	341,282	139,481	185,695	16,106	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職 員 給 与 費		399,868
2	交 際 費		34

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源地確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,508千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和3年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係土地の売却			平方メートル 89,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	工業用地造成事業収益	1,818,306
第1項	営業収益	1,012,704
第2項	営業外収益	805,602

支		出
第1款	工業用地造成事業費用	969,785
第1項	営業費用	961,970
第2項	営業外費用	6,815
第3項	予備費	1,000

千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,893千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出
第1款	資本的支出	749,893
第1項	工業用地造成費用	22,500
第2項	企業償還金	317,383
第3項	他会計借入金返済金	410,000
第4項	雑支出	10

千円

区 分	支 出 予 定 額 千円	充 当 財 源 額 千円	差 引 不 足 額 千円	補 て ん 財 源	
				当 勤 留 保 資 金	益 金
第1項 工業用地造成費	22,500		22,500	22,500	
第2項 企業償還金	317,383		317,383	317,383	
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	
第4項 雑支出	10		10	10	
計	749,893		749,893	749,893	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	給 与	金 額
1 職 員 給 与 費		61,682
2 交 際 費		18

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,383千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分	の	態	様
土	地	工	業	用	地	上	平方メートル 25,000	売	売	売	却	却
						阿		賀				

令和3年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 7,223

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	用地造成事業収益	100,515
第1項	営業収益	97,907
第2項	営業外収益	2,608

支		出
第1款	用地造成事業費用	63,196
第1項	営業費用	63,091
第2項	営業外費用	105

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,089,000千円と定める。

令和3年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			2,466床
年間患者数	入院 外来	院 来 計	692,000人 1,143,000人 1,835,000人
1日平均患者数	入院 外来	院 来 計	1,896人 4,723人 6,619人
主な建設改良事業	1 病院 十日町 加茂 2 病院	築 改 築 院 改 築 院 改 築 増 改 築 関 係 業 事 業 事 業 関 係	一 式 一 式

	妙高病院整備事業 中央病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 器械備品整備事業	式 式 式 式 式
--	--	-----------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業	収益	75,250,563
第1項 医療事業	収益	59,414,959
第2項 医療外	収益	15,835,404
第3項 特別	利益	200

支 出		千円
第1款 病院事業	費用	76,175,133
第1項 医療事業	費用	74,464,891
第2項 医療外	費用	1,710,042
第3項 特別	損失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,677,362千円は、過年度分損益勘定留保資金1,515,532千円及びび当年度分損益勘定留保資金161,830千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	9,736,794
第1項	投資回収金	2,069
第2項	企業業債	6,243,700
第3項	負担金交付金	3,489,950
第4項	その他資本的収入	1,075

支 出		千円
第1款	資本的支出	11,414,156
第1項	建設改良費	6,573,513
第2項	投資	2,069
第3項	償還金	4,838,574

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
国立大学法人新潟大学大学院医学総合研究科地域精神医学講座協定	総歯設置協定	令和4年度から	令和5年度まで			千円 52,920
国立大学法人新潟大学大学院医学総合研究科地域医療健康医学講座協定	総歯設置協定	令和4年度から	令和5年度まで			52,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 6,243,700	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与費		37,812,913 千円
2	交際費		1,000

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,010,474千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,006,665千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	リニアック		1	式
	器	医療情報総合システム		4	式
	械	血管造影装置		2	式
		人工透析療法関連機器		1	式

令和3年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分		業務の予定量
病床数		658床
年間患者数	入院	180,000人
	外来	291,000人
	計	471,000人
1日平均患者数	入院	494人
	外来	1,200人
	計	1,694人
主な建設改良事業	1 病院新築関係	一式
	2 県中央基幹病院新築事業 医療器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益		4,050,211
第1項 医療収益		45,310
第2項 医療外収益		3,963,443
第3項 特別利益		41,458

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		千円
第1款 病院事業費用		4,250,352
第1項 医療費用		3,998,353
第2項 医療外費用		251,999

収 入		出	
第1款	資本的収入	第1款	資本的支出
第1項	業債	第1項	建設改良費
第2項	金交付金	第2項	償還金
	千円		千円
	2,433,976		2,433,976
	538,000		1,723,694
	1,895,976		710,282

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 538,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、538,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、869,955千円である。

令和3年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	流域関連市町村数			11市町村
	2	年間総処理水量	78,633,941	立方メートル	
	3	1日平均処理水量	215,435	立方メートル	
2 建設改良関係	1	流域下水道施設の改築更新事業			一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	流域下水道事業収益	12,082,732
第1項	営業収益	4,383,824
第2項	営業外収益	7,698,898
第3項	特別利益	10

支 出		千円
第1款	流域下水道事業費用	11,152,717
第1項	営業費用	10,167,276
第2項	営業外費用	885,431
第3項	特別損失	10
第4項	予備費	100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,165,623千円は、当年度分損益勘定留保資金1,286,187千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額454千円及び当年度利益剰余金処分額878,982千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	5,717,658
第1項	企 業 補 助 金	1,949,000
第2項	国 庫 補 助 金	2,572,813
第3項	他 会 計 補 助 金	46,173
第4項	負 担 金	1,035,172
第5項	基 金 繰 入 金	114,500

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	7,883,281
第1項	建 設 改 良 費	4,643,158
第2項	企 業 債 償 還 金	3,188,678
第3項	負 担 金 返 還 金	4,995
第4項	基 金 積 立 金	46,450

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
信濃川下流川下流工事	濃川下流川下流工事	令和4年度				千円 1,035,500
信濃川下流川下流工事	濃川下流川下流工事	令和4年度				471,000
魚野川下流川下流工事	魚野川下流川下流工事	令和4年度				147,000
阿賀野川下流川下流工事	阿賀野川下流川下流工事	令和4年度				48,000
西川流域下水道西川処理区建設工事請負契約	西川流域下水道西川処理区建設工事請負契約	令和4年度				24,000
流域下水道施設運転監視保守委託契約	流域下水道施設運転監視保守委託契約	令和4年度から 令和5年度まで				2,418,758

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 借換債	千円 989,000 960,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
合 計	1,949,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
職	員 給 与 費		311,952
			千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,504,104千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち878,982千円は、次のとおり処分するものと定める。

区	分	金	額
減	債 積 立 金		878,982
			千円

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150,804,743千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,391,965,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 264,585,000	千円 △ 8,601,000	千円 255,984,000
	第1項 県 民 税	65,272,000	1,142,000	66,414,000
	第2項 事 業 税	61,643,000	△ 4,770,000	56,873,000
	第3項 地 方 消 費 税	68,639,000	△ 3,407,000	65,232,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,577,000	△ 116,000	4,461,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,260,000	△ 33,000	2,227,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	495,000	△ 46,000	449,000
	第7項 軽 油 引 取 税	23,400,000	△ 595,000	22,805,000
	第8項 自 動 車 税	33,335,000	△ 757,000	32,578,000
	第9項 鉱 区 税	40,000	△ 7,000	33,000
	第10項 狩 猟 税	12,000	△ 1,000	11,000
	第12項 産 廃 棄 物 税	171,000	△ 8,000	163,000
	第13項 旧 法 に よ る 税	28,000	△ 3,000	25,000
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		106,227,000	△ 5,550,000	100,677,000
	第1項 地 方 消 費 税 清 算 金	106,227,000	△ 5,550,000	100,677,000
第3款 地 方 譲 与 税		44,159,000	△ 7,160,062	36,998,938
	第1項 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	39,712,000	△ 6,899,289	32,812,711

	第2項 地方揮発油譲与税	3,949,000	△	227,172	3,721,828
	第3項 石油ガス譲与税	181,000	△	33,692	147,308
	第4項 自動車重量譲与税	209,000		783	209,783
	第5項 森林環境譲与税	106,000		342	106,342
	第6項 航空機燃料譲与税	2,000	△	1,034	966
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	1,128,000		146,454	1,274,454
		1,128,000		146,454	1,274,454
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	241,200,000		2,691,319	243,891,319
		241,200,000		2,691,319	243,891,319
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	434,000	△	13,459	420,541
		434,000	△	13,459	420,541
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	7,753,740	△	313,488	7,440,252
	第2項 負担金	2,311,533	△	172,854	2,138,679
		5,442,207	△	140,634	5,301,573
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料	15,118,566	△	538,767	14,579,799
	第2項 手数料	11,183,862	△	350,562	10,833,300
		3,934,704	△	188,205	3,746,499
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	247,789,585	△	16,145,447	231,644,138
		27,550,162		470,647	28,020,809

第2項	国庫補助金	217,405,126	△ 16,155,874	201,249,252
第3項	委託金	2,834,297	△ 460,220	2,374,077
第10款	財産収入	4,583,206	△ 2,896,990	1,686,216
	第1項 財産運用収入	924,095	△ 283,594	640,501
	第2項 財産売却収入	3,659,111	△ 2,613,396	1,045,715
第11款	寄附金	861,499	415,713	1,277,212
	第1項 寄附金	861,499	415,713	1,277,212
第12款	繰入金	23,653,213	△ 3,736,164	19,917,049
	第1項 特別会計繰入金	3,799,993	△ 339,147	3,460,846
	第2項 基金繰入金	19,853,220	△ 3,397,017	16,456,203
第13款	諸収入	296,521,377	△ 119,760,316	176,761,061
	第1項 延滞金加算金及び過料等	253,725	△ 33,951	219,774
	第2項 利子収入	9,663	△ 1,614	8,049
	第3項 公営企業貸付金収入	16,117,489	△ 454,093	15,663,396
	第4項 貸付金収入	263,971,230	△ 115,433,800	148,537,430
	第5項 受託事業収入	7,714,258	△ 3,586,187	4,128,071
	第6項 収益事業収入	2,819,321	170,080	2,989,401
	第7項 利子割精算金収入	2	△ 2	
	第8項 雑収入	5,635,689	△ 420,749	5,214,940
第14款	県債	288,315,000	8,404,000	296,719,000

	第1項 県	債	288,315,000	8,404,000	296,719,000
第15款 繰越金			441,022	2,253,464	2,694,486
	第1項 繰越金		441,022	2,253,464	2,694,486
歳入	合 計		1,542,770,208	△ 150,804,743	1,391,965,465

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	会	費	千円	千円	千円
第1款	議	第1項 議 会 費	1,321,472	△ 30,926	1,290,546
第2款	総 務	第1項 政 策 費	29,794,766	244,984	30,039,750
		第2項 総 務 管 理 費	7,103,863	△ 300,229	6,803,634
		第3項 統 計 調 査 費	12,503,781	651,009	13,154,790
		第4項 徴 税 費	1,383,096	△ 7,633	1,375,463
		第5項 市 町 村 振 興 費	7,249,579	30,790	7,280,369
		第6項 選 挙 費	1,099,474	△ 123,297	976,177
		第7項 人 事 委 員 会 費	54,474	△ 3,506	50,968
		第8項 監 査 委 員 会 費	148,204	267	148,471
			252,295	△ 2,417	249,878
第3款	県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	12,063,130	289,946	12,353,076
		第2項 防 災 費	6,309,005	△ 331,123	5,977,882
		第3項 環 境 企 画 費	3,948,650	769,877	4,718,527
		第4項 環 境 対 策 費	679,213	△ 29,959	649,254
		第5項 環 境 対 策 費	346,692	△ 37,392	309,300
		第5項 廃 棄 物 対 策 費	779,570	△ 81,457	698,113

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	218,755,676	△ 2,723,794	216,031,882
	第2項 福祉指導費	24,053,904	685,653	24,739,557
	第3項 福祉事務費	43,261,939	400,962	43,662,901
	第4項 医師・看護師・看護職員確保対策費	21,462,724	586,660	20,876,064
	第5項 高齢福祉保健費	1,779,650	99,482	1,680,168
	第6項 健康対策費	49,834,522	2,428,545	47,405,977
	第7項 生活衛生費	25,553,724	1,745,143	27,298,867
	第8項 障害福祉費	3,258,371	134,945	3,123,426
	第9項 子ども家庭費	24,057,809	911,126	23,146,683
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	3,086,583	△ 598,150	2,488,433
	第2項 しごと定住促進費	127,058	△ 3,811	123,247
	第3項 職業能力開発費	901,081	△ 180,309	720,772
第6款 産業費	第1項 産業政策費	2,058,444	△ 414,030	1,644,414
	第2項 産業振興費	308,969,519	△ 121,753,428	187,216,091
	第3項 創業・経営支援費	6,902,859	△ 17,336	6,885,523
	第4項 産業振興費	281,565,364	△ 120,163,398	161,401,966
	第5項 商業・地場産業振興費	2,222,778	△ 181,513	2,041,265
	第6項 産業立地費	292,306	△ 65,855	226,451
		14,142,466	△ 936,140	13,206,326
	観光費	3,843,746	△ 389,186	3,454,560

第7款 農林水産業費	第1項 農業 第2項 地域農業 第3項 農産園芸 第4項 経営普及 第5項 食品流通 第6項 畜産業 第7項 水産業 第8項 林地管理 第9項 農地管理 第10項 農地盤整 第11項 農地計画費	102,154,636 3,522,352 9,748,130 2,772,929 3,554,103 522,154 1,567,984 4,266,534 14,983,915 5,522,026 54,369,945 1,324,564	△ 11,589,549 △ 265,147 △ 3,929,528 △ 445,055 △ 302,563 △ 60,142 △ 501,325 △ 466,426 △ 1,396,695 △ 82,771 △ 4,105,974 △ 33,923	90,565,087 3,257,205 5,818,602 2,327,874 3,251,540 462,012 1,066,659 3,800,108 13,587,220 5,439,255 50,263,971 1,290,641
第8款 土木費	第1項 土木管理費 第2項 土道路橋りょう費 第3項 河川海岸費 第4項 砂防計画費 第5項 都市計画費 第6項 建設交通費 第7項 交港費 第8項 港振興費 第9項 港灣費	172,273,099 11,262,389 71,359,042 38,202,004 17,391,393 7,656,749 11,292,209 3,794,651 551,693 9,763,618	△ 1,513,060 △ 71,764 5,090,116 13,067 △ 4,813,250 △ 814,059 △ 1,337,922 △ 57,448 △ 15,912 686,555	170,760,039 11,190,625 76,449,158 38,215,071 12,578,143 6,842,690 9,954,287 3,737,203 535,781 10,450,173

第9款	警察費	第10項 空 港 費	999,351	△	192,443	806,908
		第1項 警 察 管 理 費	52,175,918	△	889,438	51,286,480
		第2項 警 察 行 政 費	48,091,017	△	708,576	47,382,441
			4,084,901	△	180,862	3,904,039
第10款	教育費		184,317,401	△	7,269,856	177,047,545
		第1項 教 育 總 務 費	9,581,658	△	302,613	9,279,045
		第2項 小 中 學 校 費	85,953,084	△	2,487,080	83,466,004
		第3項 高 等 學 校 費	49,900,927	△	903,175	48,997,752
		第4項 特 別 支 援 學 校 費	20,935,080	△	275,897	20,659,183
		第5項 生 徒 指 導 費	396,667	△	26,966	369,701
		第6項 生 涯 學 習 推 進 費	333,692	△	15,745	317,947
		第7項 文 化 行 政 費	2,054,185	△	1,569,241	484,944
		第8項 保 健 體 育 費	525,657	△	72,590	453,067
		第9項 私 學 教 育 振 興 費	12,240,399	△	1,416,371	10,824,028
		第10項 大 學 費	2,396,052	△	200,178	2,195,874
第11款	災害復旧費		7,870,982		2,319,111	10,190,093
		第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,517,539		1,456,972	3,974,511
		第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,353,443		862,139	6,215,582
第12款	債 償 費		297,556,723	△	1,149,055	296,407,668
		第1項 県 債 償 費	297,556,723	△	1,149,055	296,407,668

第13款	支 出 金	152,130,303	△ 6,141,528	145,988,775
第1項	公 営 企 業 貸 付 金	16,117,489	△ 454,093	15,663,396
第2項	雑 支 出	3,359,881	△ 369,381	2,990,500
第3項	地 方 消 費 税 清 算 金	67,380,900	△ 2,271,103	65,109,797
第4項	利 子 割 交 付 金	197,724	26,299	224,023
第5項	配 当 割 交 付 金	1,067,418	△ 58,510	1,008,908
第6項	株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	577,962	545,886	1,123,848
第8項	法 人 事 業 税 交 付 金	2,828,711	△ 225,981	2,602,730
第9項	地 方 消 費 税 交 付 金	53,743,304	△ 2,796,247	50,947,057
第10項	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	346,500	△ 21,796	324,704
第11項	環 境 性 能 割 交 付 金	1,048,841	△ 358,640	690,201
第12項	軽 油 引 取 税 交 付 金	5,335,524	△ 157,962	5,177,562
	合 計	1,542,770,208	△ 150,804,743	1,391,965,465
歳	出			

第2表 継続費補正 1 変更										
款	項	事業名	補 額		正 前		補 額		正 後	
			総	千円	年度	年割額	総	千円	年度	年割額
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	県道新発田津川線 緊急地方道路整備事業 (白川大橋)	2,100,000	千円	30	0	2,100,000	千円	30	0
					元	375,968			元	375,968
					2	700,000			2	500,482
					3	600,000			3	600,000
					4	239,993			4	400,000
					5	184,039			5	223,550
	第3項 河川海岸費	鶴川治水ダム事業費 (鶴川)	36,030,000	千円	15	0	36,030,000	千円	15	0
					16	450,000			16	450,000
					17	425,000			17	425,000
					18	350,000			18	350,000
					19	500,000			19	500,000

20	430,000	20	430,000
21	500,000	21	500,000
22	867,000	22	867,000
23	1,221,800	23	1,221,800
24	712,700	24	712,700
25	898,600	25	898,600
26	1,160,000	26	1,160,000
27	983,770	27	983,770
28	1,071,700	28	1,071,700
29	1,459,000	29	1,459,000
30	2,560,000	30	2,560,000
元	3,485,900	元	3,485,900
2	3,322,666	2	3,322,666
3	3,693,090	3	3,693,090

				29	4,302,241	29	4,302,241
				30	1,654,733	30	1,654,733
				元	98,599	元	98,599
				2	230,742	2	230,742
				3	1,149,839	3	1,119,839
				4	17,365	4	47,365

第3表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	一級河川烏屋野潟物件補償契約	令和3年度から 令和6年度まで			1,262,762千円			

事 項		補 期		正 限		補 期		正 限		後 額	説 明
		期	間	限	額	期	間	限	額		
公文書管理システム運用管理委託契約		令和3年度から令和7年度まで		123,210千円		令和4年度から令和8年度まで		277,090千円			
一般国道402号野積橋架替工事費用負担協定(相手方 北陸地方整備局)		平成29年度から平成36年度まで		4,000,000千円		平成29年度から令和8年度まで		4,000,000千円			
新潟県教育支援システム保守管理サポート委託契約		令和元年度から令和4年度まで		24,290千円		令和元年度から令和4年度まで		31,418千円			

起債の目的		補		正		前		正		後		
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円	償還の方法
道路事業費	16,355,000									17,136,000		
河川事業費	20,040,000									20,779,000		
海岸事業費	859,000									1,018,000		
砂防事業費	8,555,000									7,196,000		
街路事業費	622,000									471,000		
公園事業費	882,000									730,000		
公営住宅建設事業費	243,000									277,000		
港湾事業費	5,760,000									5,759,000		
空港事業費	274,000									268,000		
水産事業費	156,000									145,000		
漁港事業費	754,000									664,000		

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

年9パーセント以内

普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)

補正前に同じ

林道事業費	609,000					599,000
治山事業費	3,934,000					3,749,000
農地事業費	13,474,000					12,630,000
災害復旧事業費	3,134,000					3,452,000
学校教育施設等整備事業費	2,846,000					2,972,000
社会福祉施設整備事業費	438,000					240,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	112,000					0
地域活性化事業費	1,121,000					1,416,000
防災対策事業費	6,997,000					8,157,000
地方道路等整備事業費	14,104,000					12,606,000
合併特例事業費	1,323,000					2,124,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	148,000					70,000
河川等整備事業費	204,000					206,000
臨時高等学校改築等事業費	1,965,000					1,647,000

警察施設整備事業費	1,458,000	1,228,000
交通安全施設整備事業費	493,000	446,000
本庁舎改修事業費	41,000	34,000
地域機関改修事業費	690,000	383,000
地域プロジェクト事業費	72,000	62,000
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000	29,000
地域用水環境整備事業費	10,000	7,000
環日本海環境協力事業費	6,000	4,000
柏崎アークパーク改修事業費	137,000	164,000
医療体制整備事業費	191,000	139,000
集落雪崩対策事業費	2,000	0
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	147,000	125,000
北越急行株式会社補助事業費	23,000	11,000
公共施設等除却費	694,000	545,000

行政改革推進債	7,726,000	7,062,000			
臨時財政対策債	34,500,000	34,418,000			
退職手当債	3,398,000	2,718,000			
減収補てん債	4,422,000	15,672,000			
合 計	288,315,000	296,719,000			

令和2年度新潟県債管理特別会計補正予算

令和2年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,952,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		千円 214,581,003	千円 △ 628,349	千円 213,952,654
	第1項 繰入金	214,581,003	△ 628,349	213,952,654
歳入	合計	214,581,003	△ 628,349	213,952,654

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		214,581,003 千円	△ 628,349 千円	213,952,654 千円
	第1項 県債費	214,581,003	△ 628,349	213,952,654
歳出	合計	214,581,003	△ 628,349	213,952,654

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業収入		千円 580,894	千円 △ 45,100	千円 535,794
	第2項 繰越金	288,387	△ 45,100	243,287
歳入	合計	580,894	△ 45,100	535,794

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	地 域 づ く り 事 業 金 費		千円 580,894	千円 △ 45,100	千円 535,794
	付 事 業 費	第1項 貸 付 事 業 費	288,387	△ 45,100	243,287
歳	出	合 計	580,894	△ 45,100	535,794

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,310,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,074,391千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 764,058	千円 2,310,333	千円 3,074,391
	第1項 国庫支出金	50,000	59,219	109,219
	第2項 財産収入	1,274	△ 1,181	93
	第3項 繰入金	390,924	2,154,933	2,545,857
	第4項 諸収入	2,436	67,890	70,326
	第6項 分担金及び負担金	26,424	10,169	36,593
	第7項 繰越金		19,303	19,303
歳 入	合 計	764,058	2,310,333	3,074,391

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費 第2項 基金積立費 第3項 県債費 第4項 県繰出金		764,058	2,310,333	3,074,391
			358,545	1,087,830	1,446,375
			1,274	1,120,735	1,122,009
			403,444	898	404,342
			795	100,870	101,665
歳 出	合 計		764,058	2,310,333	3,074,391

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,393,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		千円 190,025,970	千円 367,441	千円 190,393,411
	第1項 分担金及び負担金	53,239,427	112,725	53,352,152
	第2項 国庫支出金	51,123,269	△ 844,187	50,279,082
	第3項 財産収入	4,340	△ 4,023	317
	第4項 繰上金	12,158,814	△ 1,256,140	10,902,674
	第5項 雑収入	73,500,120	1,272,263	74,772,383
	第6項 繰越金		1,086,803	1,086,803
歳 入	合 計	190,025,970	367,441	190,393,411

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費		千円 190,025,970	千円 367,441	千円 190,393,411
	第2項 事業費	188,335,428	650,729	188,986,157
	第3項 基金積立金	4,340	△ 4,023	317
	第4項 諸支出金	1,682,267	△ 279,265	1,403,002
歳 出	合 計	190,025,970	367,441	190,393,411

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児・者総合施設事業収入	第1項 財産収入	千円 9,622	千円 △ 29	千円 9,593
歳 入	合 計	9,622	△ 29	9,593

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	心身障害児者費		千円 9,622	△	千円 9,593
	総合施設事業費	出 金	9,611	△	9,582
歳	出	合 計	9,622	△	9,593

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ441,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ631,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入	第1項 繰入金	1,073,213	△ 441,827	631,386
	第2項 諸収入	31,103	△ 137	30,966
	第3項 県債	362,669	△ 75,770	286,899
	第4項 繰越金	347,305	△ 175,548	171,757
			332,136	△ 190,372
歳入	合計	1,073,213	△ 441,827	631,386

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付業	第1項 貸付事業費	1,073,213	△ 441,827	631,386
	第2項 県債費	675,390	△ 358,374	317,016
	第3項 繰出金	237,815	△ 50,544	187,271
	第3項 繰出金	160,008	△ 32,909	127,099
歳 出 合 計		1,073,213	△ 441,827	631,386

第2表 地方債補正 1 変更																			
起債の目的	補			正			前			補			正			後			
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法						
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	千円 250,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	千円 75,000	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。														
中小企業高度化資金貸付	97,305		無利子	96,757															

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,513千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業改善資金収入	第2項 繰越金	千円 81,722	千円 △ 180	千円 81,542
歳入	合計	212,693	△ 180	212,513

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	林業改善事業費	金費	千円 81,492	千円 180	千円 81,492
	貸付事業費	第1項貸付事業費	千円 81,672	千円 180	千円 81,492
歳	出	合 計	212,693	△ 180	212,513

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	111,059 千円	△ 97 千円	110,962 千円
	第3項 繰越金	81	△ 81	110,901
	合 計	110,917	△ 16	110,901
歳 入	合 計	111,059	△ 97	110,962

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 沿岸漁業改善事業金費		千円 111,009	千円 97	千円 110,912	
	第1項 貸付事業費	94,309	△ 97	94,212	
歳	出 合 計	111,059	△ 97	110,962	

令和2年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,698千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	171,888千円	△ 38,698千円	133,190千円
	第2項 財産収入	56,215	△ 23,757	32,458
	第3項 繰入金	17,045	△ 5,820	11,225
	第4項 県債	86,564	△ 150	86,414
	第5項 繰越金	10,700	△ 10,700	
		1,364	1,729	3,093

歳 入 合 計	171,888	△	38,698	133,190

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有・林事・業費	第1項 事業費	170,888 千円	△ 38,698 千円	132,190 千円
	第2項 県債費	84,324	△ 38,548	45,776
	合計	62,564	△ 150	62,414
歳	出	171,888	△ 38,698	133,190

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県・有林事業費		10,700	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。					

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305,069千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
I 歳入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 用地先行取得事業収入		千円 305,018	千円 51	千円 305,069
	第2項 繰越金	18	50	68
	第3項 諸収入		1	1
歳入	合計	305,018	51	305,069

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第2款 予 備 費	第1項 予 備 費	千円 18	千円 51	千円 69	
歳 出	合 計	305,018	51	305,069	

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407,079千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183,715千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	収入	千円 590,794	△ 407,079	千円 183,715
	第1項 財産収入	588,879	△ 407,079	181,800
歳入	合計	590,794	△ 407,079	183,715

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	都市開発資金事業費		千円 590,794	千円 △ 407,079	千円 183,715
		第2項 繰 出 金	588,879	△ 407,079	181,800
歳 出	合 計		590,794	△ 407,079	183,715

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529,536千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,942,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,472,508	千円 △ 529,536	2,942,972	
	第2項 国庫支出金	21,000	△ 15,000	6,000	
	第3項 財産収入	200,841	24	200,865	
	第5項 諸収入	34,471	136	34,607	
	第6項 県債	1,748,000	△ 514,696	1,233,304	
歳 入	合 計	3,472,508	△ 529,536	2,942,972	

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費			千円 3,472,355	千円 △ 529,536	千円 2,942,819
		第1項 事業費	1,933,445	△ 529,696	1,403,749
		第2項 県債費	1,538,910	160	1,539,070
歳 出		合 計	3,472,508	△ 529,536	2,942,972

令和2年度新潟県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
1	営業関係	供給電力量	588,187	MWh	575,264	MWh				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	9,241,258 千円	△ 182,929 千円	9,058,329 千円
第1項	営業収益	9,101,436	△ 182,158	8,919,278
第2項	財務収益	8,837	1,855	10,692
第3項	事業外収益	130,985	△ 2,626	128,359

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	6,312,642	△ 207,433	6,105,209
第1項 営業費用	5,209,554	△ 169,144	5,040,410
第2項 財務費用	282,729	△ 34,403	248,326
第3項 事業外費用	800,359	△ 3,886	796,473

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,903,665千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	489,607	16,509	506,116
第1項 固定資産売却代金	1	419	420
第3項 受託金	79,596	16,090	95,686

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 5,601,016	千円 △ 191,235	千円 5,409,781
第1項	建設改良費	690,759	△ 190,220	500,539
第5項	受託工事費	79,596	△ 1,015	78,581

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源					
					過年度 損留保資金	当年度 損留保資金	減積	債立金	建設改良 積立金	地域振興 積立金
第1項	建設改良費	千円 500,539	千円 17,525	千円 483,014	千円 168,477	千円 36,350	千円 170,800	千円 237,239	千円 3,000,000	千円 40,948
第2項	企業債償還金	1,829,646	410,000	1,419,646	1,248,846					
第3項	投資	15		15	15					
第4項	他会計繰出金	3,000,000		3,000,000						
第5項	受託工事費	78,581	78,581		990					
第6項	雑支出	1,000	10	990						
	計	5,409,781	506,116	4,903,665	1,418,328	36,350	170,800	237,239	3,000,000	40,948

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 1,033,869	千円 938,162

令和2年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	営業関係	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量
		2	3									
1	営業関係	年間総給水量		50,432,772				49,808,029				
		一日平均給水量		139,317				137,591				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業収益	2,344,269	△ 74,100	2,270,169
第1項 営業収益	1,479,076	44,023	1,523,099
第2項 営業外収益	482,177	△ 29,506	452,671
第3項 特別利益	383,016	△ 88,617	294,399

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	4,730,547	△ 1,106,279	3,624,268
第1項 営業費用	4,691,451	△ 2,656,170	2,035,281
第2項 営業外費用	29,096	16,840	45,936
第4項 特別損失		1,533,051	1,533,051

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額323,043千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	551,053	△ 146,322	404,731
第1項	企業債	538,800	△ 149,700	389,100
第3項	雑収入	12,223	3,378	15,601

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	887,354	△ 159,580	727,774
第1項	建設改良費	723,594	△ 159,580	564,014

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			消費的 資本的 調整額
				減 積立金	建設改良 積立金	年度 損留保資金	
第1項 建設改良費	千円 564,014	千円 404,731	千円 159,283	千円 45,920	千円 93,369	千円 17,220	千円 48,694
第2項 企業債償還金	163,760		163,760			117,840	
計	727,774	404,731	323,043	45,920	93,369	135,060	48,694

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
新潟臨海工業用水道改善事業費	千円 245,400	千円 108,000
新潟臨海工業用水道設備増強費	293,400	281,100

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 393,472	千円 376,388

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源地確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を33,572千円に改める。

令和2年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 128,000	平方メートル 85,286	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 2,348,842	千円 △ 477,155	千円 1,871,687
第1項	営業収益	1,543,185	△ 477,217	1,065,968
第2項	営業外収益	805,657	62	805,719

支出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,430,341	△ 424,409	1,005,932
第1項 営業費用	1,421,799	△ 424,409	997,390

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 61,172	千円 55,011

(他会計からの補助金)

第5条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,364千円に改める。

令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	積
1	地 売 却		平方メートル 7,223		平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 100,537	千円 △ 70,422	千円 30,115
第1項	営業収益	97,966	△ 70,019	27,947
第2項	営業外収益	2,571	△ 403	2,168

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業費用	千円 60,649	千円 △ 46,229	千円 14,420
第1項	営業費用	60,541	△ 46,226	14,315
第2項	営業外費用	108	△ 3	105

令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量	
年間患者数	入	747,000	人	計	650,000	人					
	外	1,226,000	人								1,114,000
1日平均患者数	入	2,047	人	計	1,781	人					
	外	5,045	人								4,584
		7,092	人							6,365	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	76,043,304	△ 1,492,629	74,550,675
第1項	医療収益	61,369,704	△ 4,714,323	56,655,381
第2項	医療外収益	13,597,410	3,357,334	16,954,744
第3項	特別利益	1,076,190	△ 135,640	940,550

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	77,055,952	△ 1,839,702	75,216,250
第1項	医療費用	74,491,551	△ 1,634,100	72,857,451
第2項	医療外費用	1,648,211	△ 119,602	1,528,609
第3項	特別損失	916,190	△ 86,000	830,190

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,930,446千円は、過年度分損益勘定留保資金832,047千円及び当年度分損益勘定留保資金1,098,399千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	10,443,547	△ 276,989	10,166,558
第1項 投資回収金	1,543	310	1,853
第2項 企業業交付金	6,981,000	△ 714,400	6,266,600
第3項 負担金	3,443,492	△ 85,445	3,358,047
第4項 その他資本的収入	2,282	1,671	3,953
第5項 補助金	15,230	520,875	536,105

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	12,463,527	△ 366,523	12,097,004
第1項 建設改良費	7,843,064	△ 366,982	7,476,082
第2項 投資	1,543	310	1,853
第4項 その他資本的支出		149	149

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		變更金額	
			總額	千円	年度	年割額	總額	年度
				千円	25	千円	25	千円
								0
					26	546,230	26	546,230
					27	3,726,370	27	3,726,370
					28	561,097	28	561,097
					29	321,756	29	321,756
					30	1,028,382	30	1,028,382
				14,863,351				14,863,351
		十日町病院改築事業			元	4,248,794	元	4,248,794
					2	3,046,843	2	2,384,015
					3	1,383,879	3	612,410
							4	533,562
							5	900,735
					27	290,004	27	290,004
					28	727,650	28	727,650
1	資本的支出							
	1	建設改良費						

	加茂病院改築事業	9,259,596	29	4,321,730	29	4,321,730
			30	1,675,273	30	1,675,273
			元	276,132	元	276,132
			2	334,039	2	241,664
			3	1,260,239	3	1,145,798
			4	156,814	4	101,945
			5	217,715	5	479,400
		9,259,596			9,259,596	

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 6,981,000	千円 6,266,600

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	変
	額	金	更
	額	額	金
			額
1	職 員 給 与 費	千円 38,022,445	千円 37,839,151
2	交 際 費	1,000	200

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,101,030千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科	目	元	変
		金	更
		額	金
			額
	たな卸資産購入限度額	千円 21,307,806	千円 20,105,209

令和2年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	入	外		
年・間 患 者 数	院	来	180,000 人	150,000 人
		計	298,000 人	273,000 人
1 日 平 均 患 者 数	院	来	494 人	412 人
		計	1,232 人	1,122 人
			1,726 人	1,534 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	千円 4,375,260	千円 186,466	千円 4,561,726
第1項	医療収益	50,170	1,357	51,527
第2項	医療外収益	4,281,769	180,695	4,462,464
第3項	特別利益	43,321	4,414	47,735
支 出				
科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	千円 4,652,293	千円 181,765	千円 4,834,058
第1項	医療費用	4,499,510	69,374	4,568,884
第2項	医療外費用	152,783	112,391	265,174

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 850,449	千円	千円 850,449
第1項	企業債	105,000	△ 1,000	104,000
第2項	補助金	2,322	10	2,332
第3項	負担金交付金	743,127	990	744,117

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元 額		金 額		変 更		金 額
			総 額	年 割 額	年 度	年 割 額	年 度	年 割 額	
1	資本的支出	1 建設改良費	22,083,482	千円 22,076	30	千円 22,076	30	千円 22,076	22,124,035
				元 513,091	元	元 513,091	元	元 513,091	
				42,750	2	42,750	2	42,750	
				1,478,776	3	1,478,776	3	1,513,823	
				5,600,276	4	5,600,276	4	5,602,379	
					5	14,426,513	5	14,429,916	

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 105,000	千円 104,000

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を807,660千円に改める。

令和2年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変
		予	更
		定	予
		量	定
			量
1 営業関係	2 年間総処理水量	77,795,545 立方メートル	78,962,407 立方メートル
	3 一日平均処理水量	213,138 立方メートル	216,335 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業収益	12,077,044	725,301	12,802,345
第1項 営業収益	4,285,007	48,556	4,333,563
第2項 営業外収益	7,792,027	676,755	8,468,782
第3項 特別利益	10	△ 10	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業費用	11,525,601	797,719	12,323,320
第1項 営業費用	10,028,304	862,691	10,890,995
第2項 営業外費用	975,760	△ 36,100	939,660
第3項 特別損失	93,110	△ 28,872	64,238

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,156,524千円は、当年度分損益勘定留保資金1,452,868千円及び当年度利益剰余金処分額349,505千円及び引継金354,151千円で補てんする。

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	8,241,592	7,286	8,248,878
第1項	建設改良費	5,705,975	7,283	5,713,258
第4項	負担金返還金	3,532	3	3,535

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ93,081千円及び10,837千円に改める。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
信濃川下流流域下水道新潟処理区建設工事請負契約	令和3年度	354,000	令和3年度	473,000
信濃川下流流域下水道新潟処理区建設工事請負契約	令和3年度	279,000	令和3年度	402,000
西川流域下水道西川処理区建設工事請負契約	令和3年度	130,000	令和3年度	250,000

	流域下水道管渠埋設に係る 土地賃貸借契約			令和3年度から 令和5年度まで	198
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)					
第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。					
(他会計からの補助金)					
第7条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,466,304千円に改める。					
経 費		元 金 額	変 更 金 額		
職 員 給 与 費	千円 335,300	千円 343,643			

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政 策 費	「世界津波の日」高校生サミット開催費	千円 37,334
		議会答弁データベース改修費	13,613
		地域プロジェクト事業費	23,378
		地域活性化推進費	178,412
		先端技術活用推進費	243,036
	第2項 総務管理費	県有財産管理費	39,799

第3款 県民生活・環境費	第5項 市町村振興費	「水道広域化推進プラン」策定費	14,480	
		第1項 県民生活管理費	文化芸術専門相談窓口設置費	3,000
			県民会館施設設備整備費	1,082,256
		第2項 防災・減災対策推進事業費	歴史博物館安全性等向上事業費	91,984
			2020年東北・新潟の情報発信拠点事業費	21,250
			社会体育施設管理費	172,240
		第4項 環境対策費	事前防災・減災対策推進事業費	403
			感染症リスクに強い災害対応事業費	3,713
			原子力防災対策費	287,321
			教育訓練施設等整備費	10,949
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	E A N E T 政府間会合開催支援費	2,000	
		福祉保健部地域機関等整備費	40,829	
	第1項 福祉保健費	福祉保健部地域機関等非常用自家発電設備整備	156,421	
		にいがたがた新世代へルスケア情報基盤推進費	134,420	

第3項 医 務 業 事 費	医療施設設備整備補助金	112,274
	回復期リハビリテーション施設整備事業等 病棟等事業費	118,811
	第5項 高 齢 福 祉 保 健 費	376,320
	高齢者福祉施設整備補助金	
	第6項 健 康 対 策 費	2,400
	生涯を通じた女性の健康支援補助金	
	新たな感染症危機管理推進費	2,198,619
	第7項 生 活 衛 生 費	6,900
	生活基盤施設耐震化等補助金	
	水道施設災害復旧費補助金	3,808
第8項 障 害 福 祉 費	バリアフリーーマちづくり事業費	537,675
	障害者支援施設等整備補助金	129,870
第6款 産 業 費	第3項 産 業 振 興 費	369,820
	燃料電池自動車・水素供給設備普及促進費	
第6項 観 光 費	観光消費額向上モデル費	4,620
	観光需要喚起緊急対策費	200,000
第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地 域 農 政 推 進 費	240,595
	豪雪被災対応特別緊急支援補助金	
第3項 農 産 園 芸 費	大規模園芸産地創出事業補助金	78,000

	農業適正管理事業補助金		82,500
第6項 畜産業費	養鶏農場災害緊急対策補助金		3,150
	下越家畜保健衛生所移転費		5,412
第7項 水産業費	漁場環境保全創造事業費		201,202
	県営漁港維持管理費		1,550
	県営漁港維持補修費		4,150
	県営漁港施設機能強化事業費		533,533
	県営漁港海岸保全事業費		48,060
	市町村営漁業集落環境整備事業補助金		57,885
	県営漁港整備事業費		15,000
第8項 林業費	林道改良事業助成費		45,960
	県単林道整備事業補助金		7,245
	地域活性化林道事業費		68,812
	ふるさと新潟木づかい事業補助金		4,922

	県営貯木場跡地護岸整備費	193,431
	持続的林業確立対策事業補助金	23,591
	特用林産振興施設等復旧対策補助金	9,408
	予防治山事業費	236,402
	漁場保全関連特定森林整備事業費	21,739
	機能強化・老朽化対策事業費	88,363
	山地防災力強化総合対策事業費	54,236
	小規模模治山事業費	37,723
第9項	農地改良施設県管理費	589,117
第10項	農地基盤整備費	105,040
	団体営基幹水利施設ストックマネジメント費	
	団体営農道保全対策事業助成費	76,596
	団体営農村振興総合整備事業助成費	14,985
	団体営農業集落排水事業助成費	64,151
	園芸産地化耕作条件改善事業助成費	11,787

	基盤整備促進事業助成費	121,074
	耕作条件改善事業助成費	118,130
	県単地すべり防止事業費	30,653
	県単農業・農村整備事業補助金	25,000
	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画 事業補助金	111,830
	農用地等集団化事業費	218
	農業用水水利権変更更新調査費	15,170
	県営農業農村整備調査計画費	6,300
	団体営調査設計事業補助金	8,552
	地籍調査事業費	89,287
	道路路台帳整備備費	6,966
	土木施設等環境整備対策費	306,600
	うるおいの新潟創成事業費	38,691
	公共事業企画調査費	8,500
	第11項 農地計画費	
第8款 土木費	第1項 土木管理費	

	社会資本長寿命化対策費	624,041
	建設業活性化支援事業費	5,000
第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	291,165
	建設関係道路調査費	84,116
	道路維持管理費	496,398
	弥彦山・七浦道路維持管理費	6,800
	舗装道路維持修繕費	334,309
	橋りょう維持修繕費	260,076
	隧道維持修繕費	9,455
	防災・防雪施設維持修繕費	8,970
	交通安全施設費	162,605
	道路改築費(原単)	437,966
	地域づくり基盤道路整備事業費	1,079,815
	道路安全施設費	349,668

	道 路 改 善 費	374,041
	道 路 防 災 対 策 費	115,689
	橋 り よ う 補 修 費	363,801
	橋 り よ う 補 修 費 (県 単)	810,852
	陸 道 補 修 費	337,625
	舗 装 道 補 修 費	210,057
	防 災 ・ 防 雪 施 設 補 修 費	338,838
	雪 寒 施 設 整 備 費	72,000
	道 路 融 雪 施 設 補 修 費	633,500
	緊 急 地 方 道 路 整 備 費 (街 路)	2,554,260
	電 源 立 地 関 係 道 路 費	4,000
第3項 河 川 海 岸 費	排 水 機 場 等 維 持 管 理 費	4,694
	排 水 機 場 等 整 備 費	31,658
	魚 野 川 流 域 水 環 境 影 響 調 査 費	8,668

河川調査費	69,863
海岸調査費	6,585
豪雨時の主体的な避難行動支援費	31,421
河川維持費	204,242
河川補修費	953,355
河川環境整備備費	29,586
河川整備促進事業費	2,292
河川整備備費	474,200
海岸侵食対策費	484,000
海岸環境整備備費	45,000
海岸維持費	6,688
海岸施設補修費	130,000
海岸整備備費	101,765
ダム維持管理費	10,119

	ダム施設緊急整備事業費	158,433
	河川総合開発事業費	476,074
第4項 砂防費	砂防施設等管理費	2,143
	河川砂防調査費	12,082
	地すべり調査費	1,719
	急傾斜地崩壊対策調査費	202
	砂防設備修繕費	24,500
	砂防施設維持修繕費	7,108
	地すべり防止施設維持修繕費	6,952
	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	3,490
	火山砂防費	316,252
	砂防総合流域防災対策整備費	854,952
砂防工事費	149,461	
	土砂災害・火山噴火緊急事業費	70,456

	情報システム修正費	1,032
	災害関連緊急地すべり対策費	515,001
	地すべり防止工事費	91,458
	急傾斜地崩壊防止工事費	40,788
	集落雪崩対策費	4,000
第5項 都市計画費	住生活基本計画策定事業費	4,730
	都市計画基礎調査費	10,783
	持続可能なまちづくり推進事業費	1,101
	長期未着手都市計画道路見直し事業費	4,125
	街路整備備費	112,156
	景観・歴史まちづくり推進事業費	27,408
	公園整備備費(県単)	97,000
	公園維持管理費	22,200
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	4,000

	流域別下水道整備総合計画策定費		11,652
	新潟県汚水処理広域化・共同化計画策定費		6,000
第6項	流域下水道事業建築工事費	費	77,269
	既設公営住宅改善費	費	286,064
第7項	地域公共交通感染症拡大防止対策費	費	349,823
第8項	万代島施設維持管理費	費	33,330
	補修費	費	500
第9項	港湾施設維持管理費	費	25,785
	派川加治川補償用水施設等管理費	費	12,205
	港湾等調査費	費	48,400
	港湾修繕費	費	115,194
	港湾整備費	費	36,020
	廃棄物埋立護岸管理費	費	152,604
	港湾環境整備費	費	280,073

第9款	警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	佐 渡 空 港 維 持 管 理 費	8,360	
				佐渡空港新機材就航可能性等調査費	34,800
				警察庁舎等特別修繕費	36,456
				航空機特別補修費	23,738
				佐渡警察署(仮称)等建築費	24,049
				妙高警察署建築費	326,717
				交番駐在所建築費	8,580
				聖火リレー警備対策費	14,162
				交通安全施設整備費	39,307
				教 職 員 住 宅 費	924
第10款	教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	教員 I C T 研修強化費	6,967	
			全日制高等学校廃棄物処理費	83,626	
			高校大規模・耐震改修費(県単)	852,189	
第10款	教 育 費	第3項 高 等 学 校 費	高等学校冷房整備費	7,163	
			第2項 警 察 行 政 費		

	高等学校環境整備費	206,117
	高等学校修繕費	110,334
	県立特別支援学校ICT環境整備費	4,000
	特別支援学校全面改築費	2,127,541
	特別支援学校全面改築費(県単)	542,073
	特別支援学校環境整備費	34,410
	県立大学施設整備補助金	435,534
第11款 災害復旧費	林道施設災害復旧事業助成費	111,721
	耕地災害復旧費	1,777,598
	建設関係災害復旧費	3,497,875
	港湾関係災害復旧費	114,928
	県単災害復旧費	54,616
合計	計	37,926,964

2 変 更					
款	項	事業名	修正前の額	修正後の額	
第2款 総務費	第1項 政策費	地域活性化リーダーディングプロジェクト費	千円 45,000	千円 49,466	
	第2項 総務管理費	本庁舎整備費	49,617	62,236	
第4款 福祉保健費	第5項 高齢福祉保健費	庁舎維持特定修繕費	795,641	835,641	
	第9項 子ども家庭費	高齢者福祉施設等防災・減災設備補助金	8,418	144,094	
第6款 産業費	第1項 産業政策費	県立児童福祉施設整備事業費	27,192	34,692	
	第5項 産業立地費	オンラインによる非接触型海外展開支援費	8,250	30,255	
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	未来創造産業立地促進補助金	279,203	2,754,150	
	第7項 水産業費	農林水産業総合振興事業助成費	93,000	140,394	
		経営構造対策事業助成費	945,908	1,108,976	
		県営水産生産基盤整備事業費	80,000	345,078	
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	231,700	441,852	
		市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	38,380	212,351	

第8項 林業費	林道開設事業費	210,030	716,908
	民有林造林奨励補助金	97,692	600,301
	復旧治山事業費	382,200	465,585
	緊急予防治山事業費	287,700	339,885
	防災林造成事業費	373,800	443,280
	地すべり防止事業費	390,810	475,863
	緊急機能強化・老朽化対策事業費	194,250	215,323
	県営かんがい排水事業費	1,707,272	3,097,772
	県営基幹水メッシュ施設費	1,269,977	2,026,597
	県営農地防災排水事業費	977,570	1,392,650
第10項 農地基盤整備費	県営湛水防除事業費	1,553,960	3,077,162
	県営地すべり対策農地事業費	527,309	684,671
	県営ため池等整備事業費	2,126,183	3,444,513
	県営地盤沈下対策農地事業費	1,204,661	1,318,788

第8款 土 木 費	第2項 道路橋りょう費	県営中山間地域総合農地防災事業費	77,674	164,132
		国営附帯県営農地防災事業費	227,637	308,657
		県営経営体育成基盤整備事業費	8,884,279	11,470,284
		県営中山間地域対策事業費	529,904	1,123,614
		地域農業水利施設ストックマネジメント費	50,845	160,845
		団体営農業水利施設安全対策推進費	9,400	103,295
		防災・減災対策調査計画施設費	21,000	296,516
		道路改良築設費	989,004	6,489,241
		災害防除施設費	777,201	1,563,886
		雪寒対策機械整備費	235,173	327,861
第3項 河川海岸費		緊急地方法道路整備費	3,353,924	11,718,388
		河川管理施設機能確保事業費	21,000	197,352
		総合流域防災対策情報基盤等整備費	42,000	126,071
		総合流域防災対策河川機能保全費	478,800	922,420

第10款 教育費	第1項 教育総務費	広域河川改修費	674,100	7,746,720
		河川総合流域防災対策整備費	21,000	565,463
		海岸高潮対策費	148,900	388,900
		堰堤改良費	402,810	583,019
		第4項 砂防費	166,400	2,560,160
		地すべり対策費	93,600	1,009,508
		急傾斜地崩壊対策費	72,800	520,900
		第5項 都市計画費	73,500	845,473
		公園整備費	133,025	610,025
		第6項 建築費	16,106	36,637
		第9項 港湾費	420,000	1,654,884
		港湾施設改良統合補助事業費	105,000	471,204
		港湾海岸保全費	390,000	749,365
		県立学校整備関係費	75	3,725

合	計		
		32,320,880	77,177,028

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	災害救助法による救助費	千円 67,578	千円 122,474
合	計		67,578	122,474

令和2年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 変 更

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 13,349	千円 16,302
合	計		13,349	16,302

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業	業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾	施設管理費	138,401千円
		港湾	施設整備費	81,500
合 計				219,901

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月21日（水）	技術士センタービル I
消火設備	7月14日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月10日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月16日（火）	ハイブ長岡
警報設備	7月13日（火）	新潟ユニゾンプラザ
	7月15日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月11日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月17日（水）	ハイブ長岡
	11月25日（木）	上越テクノスクール
避難設備・消火器	7月16日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月12日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月18日（木）	ハイブ長岡
	11月26日（金）	上越テクノスクール

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

4 受講申請手続

(1) 受付期間

ア 7月講習

令和3年6月7日（月）から令和3年6月18日（金）まで

イ 11月講習

令和3年9月8日（水）から令和3年9月22日（水）まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルII 2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

ア 受講申請書（講習区分ごとに提出する。）

イ 写真1枚（申請書提出前6か月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。）

ウ 受講手数料7,000円（新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。）

5 その他

(1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

(2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

(3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話番号 025-284-2420

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名	講習期日
佐渡市	あゆす会館	令和3年6月15日（火）
佐渡市	あいぼーと佐渡	令和3年6月16日（水）
糸魚川市	糸魚川建設会館	令和3年6月22日（火）
長岡市	長岡リリックホール	令和3年6月24日（木）
上越市	リージョンプラザ上越	令和3年6月29日（火） 令和3年6月30日（水）
新潟市	新潟テルサ	令和3年7月2日（金）
新発田市	新発田市生涯学習センター	令和3年7月6日（火）
三条市	燕三条地場産センターメッセピア	令和3年7月13日（火）
十日町市	十日町地場産センタークロス10	令和3年7月16日（金）
新潟市	新潟テルサ	令和3年8月5日（木）
村上市	村上市民ふれあいセンター	令和3年8月20日（金）
新潟市	新潟テルサ	令和3年8月26日（木）
長岡市	長岡リリックホール	令和3年9月1日（水）
柏崎市	柏崎文化会館アルフォーレ	令和3年9月9日（木）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	令和3年9月13日（月）
糸魚川市	糸魚川建設会館	令和3年9月16日（木）
上越市	リージョンプラザ上越	令和3年9月28日（火） 令和3年9月29日（水）
新潟市	新潟テルサ	令和3年10月4日（月）
新発田市	新発田市生涯学習センター	令和3年10月13日（水）
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	令和3年10月19日（火）
三条市	燕三条地場産センターメッセピア	令和3年11月11日（木）
上越市	リージョンプラザ上越	令和3年11月16日（火）
新潟市	新潟テルサ	令和4年2月9日（水） 令和4年2月10日（木）

2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、9時から

午後の講習の場合は、13時から

講習時間 午前の講習の場合は、9時30分から12時30分まで

午後の講習の場合は、13時30分から16時30分まで

4 受講申請受付期間

(1) 講習期日が6月15日（火）、16日（水）のときは、令和3年5月13日（木）から27日（木）まで

(2) 講習期日が6月22日（火）、のときは、令和3年5月18日（火）から6月1日（火）まで

(3) 講習期日が6月24日（木）のときは、令和3年5月20日（木）から6月3日（木）まで

(4) 講習期日が6月29日（火）、30日（水）のときは、令和3年5月24日（月）から6月7日（月）まで

- (5) 講習期日が7月2日(金)のときは、令和3年5月28日(金)から6月11日(金)まで
- (6) 講習期日が7月6日(火)のときは、令和3年6月1日(火)から15日(火)まで
- (7) 講習期日が7月13日(火)のときは、令和3年6月8日(火)から22日(火)まで
- (8) 講習期日が7月16日(金)のときは、令和3年6月11日(金)から25日(金)まで
- (9) 講習期日が8月5日(木)のときは、令和3年7月1日(木)から15日(木)まで
- (10) 講習期日が8月20日(金)のときは、令和3年7月19日(月)から8月2日(月)まで
- (11) 講習期日が8月26日(木)のときは、令和3年7月23日(金)から8月6日(金)まで
- (12) 講習期日が9月1日(水)のときは、令和3年7月30日(金)から8月12日(木)まで
- (13) 講習期日が9月9日(木)のときは、令和3年8月5日(木)から19日(木)まで
- (14) 講習期日が9月13日(月)のときは、令和3年8月9日(月)から23日(月)まで
- (15) 講習期日が9月16日(木)のときは、令和3年8月13日(金)から27日(金)まで
- (16) 講習期日が9月28日(火)、29日(水)のときは、令和3年8月24日(火)から9月7日(火)まで
- (17) 講習期日が10月4日(月)のときは、令和3年8月30日(月)から9月13日(月)まで
- (18) 講習期日が10月13日(水)のときは、令和3年9月8日(水)から22日(水)まで
- (19) 講習期日が10月19日(火)のときは、令和3年9月16日(木)から30日(木)まで
- (20) 講習期日が11月11日(木)のときは、令和3年10月8日(金)から22日(金)まで
- (21) 講習期日が11月16日(火)のときは、令和3年10月13日(水)から27日(水)まで
- (22) 講習期日が令和4年2月9日(水)、10日(木)のときは、令和4年1月6日(木)から20日(木)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内

郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490

公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会、市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は公益財団法人新潟県危険物安全協会(電話番号025-285-3490)へ行うこと。

調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、令和3年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 試験日時

(1) 本試験

令和3年10月30日(土) 午後1時30分から3時30分まで

ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

(2) 再試験

災害等、やむを得ない事情により試験を延期する場合、再試験を実施する。

令和3年12月11日(土) 午後1時30分から3時30分まで

ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

2 本試験の場所

調整中(県内2会場の予定)

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多

数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて、正規職員として2年以上、調理業務に従事した者。

なお、正規職員以外（パート・アルバイト等）であって、週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事するような雇用形態である場合は、正規職員に準じるものとして当該雇用形態で勤務していた期間を調理業務に従事した期間としてみなすことができるものとする。

5 提出書類

- (1) 受験申請書
- (2) 受験票・写真台帳
- (3) 証紙納付書
- (4) 受験票送付用封筒
- (5) 卒業証明書
- (6) 調理業務従事証明書
- (7) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）
- (8) 戸籍抄本等（該当者のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）
- (9) 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

上記(1)～(4)及び(6)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

ただし、上記(5)の提出が困難な事情がある場合、個別に対応する。

なお、平成30年度以降に新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(5)及び(6)の提出を省略することができる。

6 受験手数料

- (1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を証紙納付書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと）。
- (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

(1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

ア 受付期間

令和3年5月10日（月）から6月4日（金）まで（当日消印有効）

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

(2) 団体窓口受付（5名以上の受験申請を団体等でとりまとめ、直接持参する場合）

事前に提出先に電話連絡をすること。

ア 受付期間

令和3年5月10日（月）から6月4日（金）までの平日午前9時から午後5時まで

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

8 合格者の発表

令和3年12月17日（金）

9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター（03-3667-1815）へ行うこと。

特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の令和3年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和5年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和3年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 調達をする物品等の種類

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事中材料類
- (9) 雑類

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県の県税納税証明書

カ 法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県の県税納税証明書

カ 所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品等入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先（請求者の住所・商号又は氏名）を明記した返信用封筒（角形2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/2buppin.html>

6 申請の時期

令和4年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

物品等入札参加資格決定の日から令和5年3月31日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490（直通）

特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の令和3年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和5年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調達をする庁舎等管理業務の種類

次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）
- (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、これらを得ている者
- (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 所得税の納税証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の請求
- 申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。
申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先（請求者の住所・商号又は氏名）を明記した返信用封筒（角形2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。
また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/2chousha.html>
- 6 申請の時期
- 令和4年3月31日まで随時受け付ける。
なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。
- 7 資格審査結果の通知
- 庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。
- 8 資格の有効期間
- 庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から令和5年2月28日までとする。
- 9 申請書の提出先及び照会先
- 郵便番号950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話025-280-5490（直通）

病院局告示

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和3年4月2日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わって診療費等の収入を納付する事務

2 指定代理納付者の住所及び名称

- (1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
- (2) 東京都港区南青山5丁目1番22号 青山ライズスクエア
株式会社ジェーシービー

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、循環器血管造影X線撮影装置システム（アンギオ）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月2日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
循環器血管造影X線撮影装置システム 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年3月31日
- (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限

令和3年4月21日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年4月27日(火)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Circulator angiography X-ray photograph device system [1]set

(2) Deadline for bid submission:

17:00P.M. April 21, 2021

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、放射線治療システム(リニアック)の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和3年4月2日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

放射線治療システム(リニアック) 1式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年3月31日
- (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和3年4月21日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年4月27日(火)午前10時30分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Radiation treatment system [1]set

(2) Deadline for bid submission:

17:00P.M. April 21, 2021

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext.2516

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月2日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 調達件名及び名称

医療情報システム一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

令和3年3月22日

6 契約者の氏名及び住所

富士通株式会社新潟支社

新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地

7 契約金額

2,253,350,000円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

企業局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、上越工業用水道汚泥の運搬及び処分業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）（以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

令和3年4月2日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

R 3 上工委2 第1号上越工業用水道汚泥運搬・処分業務委託

(2) 調達案件の仕様及び需要数量

汚泥（フレキシブルコンテナバック入り）運搬・処分

※ 当該汚泥は、放射性物質汚染対処特措法第23条第2項に定める特定産業廃棄物に該当しないが、100 Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約4,500トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

その他、入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年1月31日まで

(4) 履行場所

上越市大字寺（上越市水事務所地内）及び受託者の処分施設ほか

(5) 入札方法

単価及び数量により入札に付する。

入札は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札を希望する数量（以下「落札希望数量」という。）により行うものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札における最少落札希望数量は、500トンとし、500トン未満の数量が記載された入札は無効とする。

2 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和3年4月2日（金）から令和3年4月13日（火）まで、企業局ホームページでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kigyo/>

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(3) 問合せ等

入札説明書による。

(4) 現地確認の申込み

現地確認を希望する者は、事前に申込みを行うこと。申込み方法等については、入札説明書による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は単独の業者又は共同グループとし、次の要件を全て満たす者であること。なお、法人又は個人のいずれも入札に参加することができる。

(1) 共通の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項各号の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項各号の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者でないこと。

エ 新潟県が発注する契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

オ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同グループの要件

入札説明書による。

(3) 単独の業者の要件

入札説明書による。

4 本件入札に係る競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び提出方法

(1) 入札に参加を希望する者は、令和3年4月14日(水)午前9時から令和3年4月20日(火)午後5時までに、競争参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県企業局総務課総務係

電話:025-280-5565

(2) 競争参加資格の確認結果については、令和3年4月28日(水)までに競争参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、通知後において、競争参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、競争参加資格を取り消す。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和3年5月13日(木)午後1時30分

(2) 場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(3) 郵送による入札書類の受領期間、場所及び提出方法

令和3年5月7日(金)午前9時から令和3年5月12日(水)午後5時までの間に、上記4(1)に書留郵便の方法により、提出期間内必着で提出すること。

6 入札に要求される事項

入札者は、1トン当たりの収集運搬費及び処分費の合計額並びに落札希望数量を入札書に記載し、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を添付しなければならない。

なお、入札書に記載された金額と、内訳書に記載された金額の合計額とが一致しない場合は、当該入札は無効とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等、その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

7 入札保証金

入札時に、次の算式により算出して得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出しなければならない。

入札金額×落札希望数量×100分の110

8 契約保証金

(1) 単独の業者の契約保証金については、契約金額(入札書に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

(2) 処分業を担う者と収集運搬業を担う者で構成される共同グループの場合

ア 処分業を担う者の契約保証金については、契約金額(内訳書の「処分」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に入札書に記載した落札希望数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

イ 収集運搬業を担う者各者の契約保証金については、入札書に記載した落札希望数量のうち、各者が担う運搬数量に契約金額(内訳書の「収集運搬」に記載の入札金額に100分の110を乗じて得た金額をいう。)を乗じて得た額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額の、現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手を提出しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は、契約保証金を免除する。

なお、各者が担う運搬数量については、落札者決定後、別途処分業者あてに照会する。

9 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、特例政令第10条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札書に記載した落札希望数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同価、同落札希望数量の入札をした者が2人以上ある場合には、くじにより先順位の落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合算して需要数量を超えるときには、その超える数量については落札がなかったものとする。
- (5) 入札参加者が5者に満たないときは、特例政令第10条第11項の規定により、当該競争入札を取り消すことがある。
- (6) 入札の結果、落札者のない場合は、特例政令第11条第1項の規定により、入札者のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、予定価格の制限内で随意契約により契約を締結する。
- (7) 落札数量が需要数量に達しないときは、特例政令第10条第10項の規定により、需要数量に達するまで、入札者（落札した者を除く。）のうち入札額の低い者から順に、発注者が指定する者と見積もり合わせを行ったうえで、最低落札単価の制限内で随意契約により契約を締結する。

その他は入札説明書による。

10 無効入札

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約の停止等

- (1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者において、工水汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89号）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。
- (3) 排出事業者である新潟県において、工水汚泥処理に必要な協定等の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定等締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、その協定等が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。

12 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、3の(2)に記載のグループの構成員それぞれと収集運搬業務又は処分業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

13 その他

(1) 暴力団の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

(2) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争参加資格確認申請書等は返還しない。

(3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の定めるところによる。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Commissioned service for collection and treatment of water purification sludge of The Niigata East Port Logistics Complex :1 set
- (2) Deadline for bid participant applications:
5:00P.M. 20 April, 2021
- (3) Date of bid opening:
1:30P.M. 13 May, 2021
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
General Affairs Division
Bureau of Public Enterprise
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL:025-280-5565
E-mail:ngt300010@pref.niigata.lg.jp

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和3年4月2日

新潟県公安委員会
委員長 阿部 隆

氏名	連絡先	活動区域	委嘱期間
市村 幸雄 小池 光祐 塩田 美幸 増井 智子 真野 恵 丸山 和幸 丸山 保 柿原 恵美子 大宮 一真 星野 喜代江	新潟警察署生活安全課	新潟警察署の管轄区域	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
江口 孝子 柴田 歳子 倉田 みどり 堀川 昭 井上 匡代 高橋 誠一 阿部 ヒサ子 片桐 一 小島 良子 佐藤 勇	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
青木 美奈子 丸山 文雄	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	

檜山 峰子		
増子 智美	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域
高橋 光行	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域
市嶋 範恵 篠田 博充	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域
細野 清子 飯島 剛志 稲垣 晴一 菅原 広志	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
安達 勝間 金子 俊文 皆川 美枝 高橋 宏行 曾我 明 笠原 恭子	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
間野 妙子	阿賀野警察署生活安全課	阿賀野警察署の管轄区域
大矢 勇治 遠藤 重樹	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
佐藤 勝昭 高野 博子 佐藤 道春 渡邊 護	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
内藤 博子 諸橋 陽一 佐藤 茂 長谷川 真 中村 公哉 鷺尾 達雄 笠井 智行 有賀 伸幸 中野 晴隆 小野 淳一 三浦 禎子	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
樋口 孝夫 金澤 路子	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
羽吹 忍 高橋 延次 桑原 正樹	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
石田 正巳 桑山 浩 本田 留美子 太田 栄 田中 雅人 入澤 留美子	柏崎警察署生活安全課	柏崎警察署の管轄区域
清水 善子 岸波 敏夫 風間 寿春 竹原 寛 玉虫 秀子 小川 幸喜	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域

荒井 育子 小倉 潔 潤間 律子			
古川 源三 大澤 実 金子 智一	妙高警察署生活安全課	妙高警察署の管轄区域	
陶山 治 島田 敏彦 水嶋 聡	糸魚川警察署生活安全課	糸魚川警察署の管轄区域	